下 水 道 概 要

令和7年度版

（昭和 38 年度～令和7年度）



茅ヶ崎市下水道河川部

目　次

Ⅰ　公共下水道の概要 3
Ⅱ　下水道事業の沿革 4
　1　下水道のあゆみ 4
Ⅲ　下水道事業の法定手続きの沿革 8
　1　公共下水道計画決定（市街化区域）（都市計画法） 8
　2　公共下水道計画決定（堤地区）（都市計画法） 8
　2－2　堤地区土地区画整理事業（下水道事業含む） 9
　3　公共下水道事業認可（都市計画法） 9
　3－2　堤地区土地区画整備事業（下水道事業含む） 9
　4　公共下水道事業計画（下水道法） 10
　5　大庭処理区事業計画（下水道法） 10
Ⅳ　公共下水道事業の計画概要 11
　1　流域関連公共下水道 11
　(1) 全体計画及び事業計画一覧表（汚水） 11
　(2) 事業計画一覧表（雨水） 12
　2　計画の基準 13
　(1) 流域関連公共下水道計画基準 13
　(2) 大庭処理区（堤地区）の公共下水道計画基準（S51 認可、H30 計画変更） 14
Ⅴ　公共下水道事業建設状況 15
　1　公共下水道事業歳入総括表 15
　2　公共下水道事業歳出総括表 22
　3　下水道事業建設事業費等の推移 25
　4　ポンプ場設備状況 27
　5　整備状況 30
　(1) 汚水 30
　(2) 雨水 30
Ⅵ　受益者負担金・分担金 32
　1　負担金総括 32
　2　受益者負担金負担率の推移 34
　3　調定区分 35
　4　決算額 37
　(1) 受益者負担金決算額一覧表（S39～H9） 37
　(2) 受益者負担金決算額一覧表（H10～R7） 38
　5　年度別徴収猶予 40
　6　年度別徴収猶予取消 42
　7　分担金総括 44

Ⅶ　下水道使用料 45
　1　１か月当たりの使用料 45
　2　決算額 46
　(1) 決算額一覧表（S39～H9） 46
　(2) 決算額一覧表（H10～H23） 48
　(3) 決算額一覧表（H24～R7） 49
Ⅷ　合併処理浄化槽の補助金について 50
　1　対象となる合併処理浄化槽 50
　2　対象となる地域 50
　3　補助対象者 50
　4　補助金の額 50
　5　合併処理浄化槽の補助実績 51
Ⅸ　水洗化について 52
　1　融資あっせん及び利子補給制度 52
　2　奨励金制度 54
　3　排水設備 56
Ⅹ　雨水流出抑制対策事業について 57
　1　雨水貯留タンク設置費補助金 57
　2　千ノ川流域雨水貯留タンク作製設置委託 58
　3　遊水機能土地保全補助金 58
Ⅺ　相模川流域下水道 60
　1　流域下水道とは 60
　2　流域下水道のしくみ 60
　3　計画概要 61
　4　相模川流域下水道事業費内訳 62
Ⅻ　都市下水路の整備 66
　1　都市下水路事業費総括 66
　2　都市下水路事業（都市計画事業） 67
　3　都市排水路事業 68
ⅩⅢ　機構 69
　1　下水道河川部機構 69
　2　職員数（令和 8 年 3 月 31 日現在） 69
　3　下水道河川部事務分掌 70
　4　下水道運営審議会 71
　(1) 審議会委員（令和 8 年 3 月 31 日現在） 71
　(2) 審議事項 71

Ⅰ　公共下水道の概要

豊かな自然と快適な生活は私達みんなの願いです。生活や工場などで使われた水を処理し、きれいで安全な水として川や海に戻すことや、梅雨や台風、集中豪雨などの降雨時における雨水をすみやかに排除するのが下水道の役割です。このように下水道は生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の軽減などその役割は多目的で、近年都市の施設として早急に整備する必要があり、私達の暮らしに不可欠なものとして位置づけられています。

本市の公共下水道事業については、相模川流域下水道左岸処理区の一部としての約 3,086ha と大庭処理区（堤地区）としての約 37ha に分けて全体計画を策定し、この計画に沿って流域関連公共下水道としての約 2,244ha と単独公共下水道（藤沢市南部処理場へ流入）としての約 37ha のそれぞれの事業計画を策定、管渠(きょ)整備を進めています。流域関連公共下水道の事業着手は昭和 38 年度、昭和 52 年 12 月には相模川流域左岸終末処理場が処理開始され、また単独公共下水道の大庭処理区については昭和 51 年度から処理開始されており、令和 7 年度末までの全体整備面積は約 2,240ha となっています。

Ⅱ　下水道事業の沿革

1　下水道のあゆみ

Ｓ３４．　８　下水道計画の調査委託開始
　　１２　下水道事業計画書（案）策定
Ｓ３５．１１　市議会全員協議会に説明
Ｓ３８．　３　市議会「下水道条例」可決
　　３　「下水道条例」施行
　　９　東海岸排水区事業（着手）
　　１１　下水道運営審議会「事業計画について」諮問
　　１１　下水道運営審議会「茅ヶ崎都市計画下水道事業受益者負担金に関する省令」諮問
Ｓ３９．　１　「受益者負担金の省令制定方の申請」建設大臣あて
　　２　神奈川県都市計画地方審議会開催
　　３　「茅ヶ崎都市計画下水道事業受益者負担金に関する省令」公布
　　３　下水道運営審議会「茅ヶ崎都市計画下水道事業受益者負担金に関する省令施行規則」諮問
　　３　市議会全員協議会「茅ヶ崎都市計画下水道事業受益者負担金に関する省令施行規則」説明
　　６　受益者負担金制度に関する反対の請願
Ｓ４０．　４　下水道事業が特別会計になる
Ｓ４１．１１　下水道課発足
Ｓ４３．　５　下水道運営審議会「中海岸排水区受益者負担金単位負担額について」答申
　　９　中海岸排水区事業（着手）
Ｓ４４．　４　神奈川県都市計画地方審議会「相模川流域都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について」可決
Ｓ４５．１０　神奈川県都市計画地方審議会「相模川流域都市計画下水道の変更について」可決
　　１１　仲町下水路事業（着手）
Ｓ４６．　３　相模川流域下水道事業の変更認定告示第３０８号
　　３　東海岸排水区事業（一部残し完成）
　　１１　西久保下水路事業（着手）
　　１２　「茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の制定及び下水道条例の一部改正について」施行
Ｓ４７．　１　下水道運営審議会「松が丘・浜須賀・浜竹排水区の単位負担金額について」答申
　　３　中海岸排水区事業（一部残し完成）
　　４　松が丘・浜須賀排水区事業（着手）
Ｓ４８．　１　香川北下水路事業（着手）
　　３　下水道運営審議会「柳島排水区の単位負担金額について」答申
　　４　柳島排水区事業（着手）
　　５　日本下水道協会神奈川県支部総会を本市にて開催
　　６　相模川流域下水道右岸処理場処理開始
Ｓ４９．　４　仲町下水路柳島ポンプ場一部開始
　　５　下水道業務課、施設課に分かれる

Ｓ５０．１０　南湖排水区（着手）
Ｓ５１．　７　堤地区（大庭処理区）（着手）
　　８　下水道運営審議会「堤地区の下水道使用料について」答申
　　１０　堤地区（大庭処理地区）の公共下水道の供用開始について告示
Ｓ５２．１２　中海岸・柳島排水区処理開始
　　１２　下水道運営審議会「南湖排水区の単位負担金額の予定額等の決定について」答申
　　１２　相模川流域下水道左岸処理場処理開始
Ｓ５３．　１　赤羽根都市下水路事業（着手）
　　１　下水道運営審議会「下水道使用料の改定について」答申
　　４　浜竹処理区事業（着手）
　　１０　下水道運営審議会「下水道使用料（大庭処理区内堤地区）の改定について」答申
Ｓ５４．　１　菱沼都市下水路事業（着手）
　　４　東海岸・松が丘・南湖排水区処理開始
　　７　下水道部発足
Ｓ５５．　４　浜須賀排水区処理開始
　　７　下水道運営審議会「受益者負担金（浜竹排水区）の見直しについて」答申
Ｓ５６．　４　浜竹処理分区処理開始
　　４　千ノ川・今宿・中島処理分区事業（着手）
　　７　下水道運営審議会「下水道使用料（大庭処理区内堤地区）の改定ついて」答申
Ｓ５７．　２　下水道運営審議会「下水道使用料の改定について」答申
Ｓ５９．　２　下水道運営審議会「受益者負担金（今宿・中島・新田・萩園・下町屋・円蔵・飯島地区）の改定について」答申
　　４　萩園第一・千ノ川・今宿・中島各処理分区供用開始の告示
　　１１　下水道運営審議会「下水道使用料の改定及び受益者負担金制度（定額制）改正について」答申
Ｓ６０．　４　「茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担金に関する条例・施行規則の改正」施行
Ｓ６１．　１　下水道運営審議会「茅ヶ崎市下水道条例施行規則及び排水設備指定工事業者に関する規則の一部改正について」答申
　　３　赤羽根都市下水路（完成）
Ｓ６２．　３　西久保都市下水路を西久保雨水幹線に転用
　　１０　下水道運営審議会「受益者負担金改定及び下水道使用料について」答申
Ｓ６３．　４　下水道部機構改革、下水道総務課、下水道建設課、施設管理課の３課に分かれる
　　４　「茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の改正」施行
　　４　「茅ヶ崎市水路に関する条例の改正」施行
Ｈ　元．　２　下水道運営審議会「消費税導入に伴う下水道使用料条例及び施行規則の改正について」答申
　　３　菱沼下水路（完成）
Ｈ　２．１１　下水道運営審議会「受益者負担金制度の改正について」答申
　　１２　赤羽根・菱沼都市下水路を各雨水幹線に転用
Ｈ　３．１０　今宿ポンプ場増設（着手）
　　１２　下水道運営審議会「受益者負担金改正及び下水道使用料及び水洗化等奨励金の改正について」答申

Ｈ　４．　４　「茅ヶ崎市公共下水道受益者負担金に関する条例の改正」及び「茅ヶ崎市下水道条例の改正」施行
Ｈ　５．　２　下水道運営審議会「下水道使用料算定にかかる使用料の認定基準の改正について」答申
　　４　下水道部機構改革、下水道総務課・下水道建設課・河川水路課の３課になる
Ｈ　６．１１　下水道運営審議会「受益者負担金及び下水道使用料の改正について」答申
Ｈ　７．１０　下水道運営審議会「受益者負担金及び下水道使用料の改正について」答申
Ｈ　８．　４　「茅ヶ崎市下水道条例の一部の改正」及び「茅ヶ崎市公共下水道受益者負担金に関する条例の改正」施行
　　４　今宿ポンプ場増設（完成）
Ｈ　９．　１　下水道運営審議会「下水道条例の改正について」審議
　　４　「茅ヶ崎市下水道条例の一部の改正」施行
Ｈ１０．　１　下水道運営審議会「下水道条例の一部改正について」審議
　　４　下水道部機構改革、下水道総務課・下水道管理課・下水道建設課の３課になる
　　４　「茅ヶ崎市下水道条例の一部の改正」及び「茅ヶ崎市下水道受益者負担金に関する条例の一部改正」施行
Ｈ１１．１０　下水道運営審議会「下水道条例の一部改正について」審議
Ｈ１２．　４　「茅ヶ崎市下水道条例の一部の改正」施行
　　９　下水道運営審議会「下水道条例の一部改正について」審議
　　１０　下水道運営審議会「下水道条例の一部改正について」答申
Ｈ１３．　５　「茅ヶ崎市水循環水環境基本計画」策定
　　１０　柳島ポンプ場増設（着手）
　　１１　下水道運営審議会「下水道事業の現状、一括納付について」「水循環水環境千ノ川整備計画について」審議
　　１２　「茅ヶ崎市下水道条例の一部の改正」施行
Ｈ１４．　９　下水道一括納付制度に向けて「茅ヶ崎市下水道条例の一部改正」施行
Ｈ１５．　３　「茅ヶ崎市水循環水環境千ノ川整備計画」策定
　　４　上下水道一括納付制度開始
Ｈ１６．１０　下水道運営審議会「下水道使用料の改定について」答申
Ｈ１７．　３　柳島ポンプ場増設（完成）
　　４　下水道部機構改革、下水道総務課「計画担当」・「水環境担当」が下水道建設課へ移動
　　４　「茅ヶ崎市下水道条例の一部改正」施行
Ｈ１８．１２　下町屋ポンプ場整備（着手）
　　１２　上ノ田公園雨水調整池整備（着手）
Ｈ２０．　３　合流式下水道緊急改善事業（着手）
　　８　「茅ヶ崎市下水道整備方針」策定
Ｈ２１．　２　「茅ヶ崎市公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針」策定
　　７　上ノ田公園雨水調整池整備（完成）
Ｈ２２．　３　下町屋ポンプ場整備（完成）
　　４　下水道部機構改革、下水道河川部に部名変更、下水道河川総務課・下水道河川管理課・下水道河川建設課の３課になる
　　７　合流式下水道緊急改善事業（第一工区）（完成）

Ｈ２３．　３　「茅ヶ崎市下水道整備計画」策定
　　９　古相模橋ポンプ場整備（着手）
Ｈ２４．　３　「茅ヶ崎市公共下水道管路施設長寿命化基本計画」策定
　　４　地方公営企業法財務規定等適用により企業会計へ移行
　　１０　古相模橋ポンプ場（土木）工事（完成）
Ｈ２５．　３　古相模橋ポンプ場（機械・電気）工事（完成）
Ｈ２６．　２　合流式下水道緊急改善（第二工区）工事（完成）
　　８　新千ノ川橋ポンプ整備（完成）
Ｈ２７．　４　公共下水道今宿ポンプ場耐震補強工事（完成）
　　６　下水道運営審議会「公共下水道事業区域外流入分担金に係る条例に基づく徴収について」答申
　　１０　「茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例・施行規則の一部改正」施行
Ｈ２８．１２　柳島ポンプ場機械設備更新工事（１系３号機）（着手）
Ｈ２９．　２　今宿ポンプ場ポンプ増設工事（完成）
　　３　浜竹雨水幹線整備（完成）
　　３　茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画策定
　　５　中島番屋ポンプ場整備（完成）
　　１０　下水道運営審議会「生活保護受給世帯等への下水道使用料免除制度の廃止について」答申
　　１２　柳島ポンプ場機械設備更新工事（１系２号機）（着手）
Ｈ３０．　３　柳島ポンプ場機械設備更新工事（１系３号機）（完成）
　　４　「茅ヶ崎市下水道条例の一部の改正」及び「茅ヶ崎市下水道条例施行規則の一部改正」施行
　　９　柳島ポンプ場機械設備更新工事（１系１号機）（着手）
Ｈ３１．　３　柳島ポンプ場機械設備更新工事（１系２号機）（完成）
　　３　「茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略」策定
Ｒ　２．　３　柳島ポンプ場機械設備更新工事（１系１号機）（完成）
Ｒ　３．１２　今宿ポンプ場外電気設備改築更新工事（着手）
Ｒ　５．　３　今宿ポンプ場外電気設備改築更新工事（完成）
　　３　「ちがさき下水道ビジョン」策定
　　４　「茅ヶ崎市下水道条例の一部の改正」及び「茅ヶ崎市下水道条例施行規則の一部改正」施行
　　４　組織改正により下水道河川建設課「水環境担当」が廃止
Ｒ　６．１２　中島ポンプ場土木耐震化工事（着手）
Ｒ　７．　２　中島ポンプ場電気設備等改築更新工事（着手）
　　２　「茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略」改定
Ｒ　８．　３　中島ポンプ場土木耐震化工事（完成）

Ⅲ　下水道事業の法定手続きの沿革

1　公共下水道計画決定（市街化区域）（都市計画法）

	告示年月日	告示番号	計画決定の内容			摘要
			排水面積	将来人口	幹線延長	
当初	昭和 38.8.20	建設省第 2151 号	106.2ha	16,810 人	1,330m	東海岸排水区
変更	昭和 41.6.10	建設省第 1824 号	175.7ha			中海岸排水区
変更	昭和 41.9.14	建設省第 3207 号	216.0ha	25,500 人	2,280m	東海岸排水区
変更	昭和 43.7.11	建設省第 1885 号	387.2ha	54,330 人	4,550m	東海岸、中海岸排水区
変更	昭和 47.5.27	茅ヶ崎市告示第 39 号	2,500.0ha	206,700 人	34,000m	市街化区域
変更	昭和 50.8.27	茅ヶ崎市告示第 38 号	2,500.0ha	206,700 人	34,000m	浜竹排水区分流式に変更
変更	昭和 51.11.26	茅ヶ崎市告示第 68 号	2,500.0ha	206,700 人	32,940m	南湖幹線ルートの変更
変更	昭和 56.1.8	茅ヶ崎市告示第 2 号	2,136.0ha	206,938 人	34,334m	分流式雨水
変更	昭和 57.12.20	茅ヶ崎市告示第 110 号	2,136.0ha	206,938 人	34,667m	汚水幹線の変更
変更	昭和 61.11.15	茅ヶ崎市告示第 156 号	2,136.0ha	206,938 人	56,090m	汚水幹線の変更
変更	平成 2.12.12	茅ヶ崎市告示第 201 号	2,145.0ha	188,350 人	19,480m	雨水ポンプ場の変更
変更	平成 7.2.21	茅ヶ崎市告示第 39 号	約 2,176ha	188,350 人	19,480m	区域の拡大
変更	平成 12.10.6	茅ヶ崎市告示第 170 号	約 2,176ha			市街化区域と公共下水道区域の整合を図った
変更	平成 24.3.30	茅ヶ崎市告示第 72 号	約 2,176ha			市街化区域と公共下水道区域の整合を図った
変更	平成 27.5.1	茅ヶ崎市告示第 141 号	約 2,184ha			市街化区域と公共下水道区域の整合を図った
変更	平成 30.11.19	茅ヶ崎市告示第 360 号	約 2,184ha			市街化区域と公共下水道区域の整合を図った

※平成 12 年の変更より将来人口・幹線延長は手続きの簡素化により都市計画決定内容ではなくなった

2　公共下水道計画決定（堤地区）（都市計画法）

	告示年月日	告示番号	計画決定の内容			摘要
			排水面積	将来人口	幹線延長	
当初	平成 30.11.19	茅ヶ崎市告示第 361 号	約 37ha			堤地区

２－２　堤地区土地区画整理事業（下水道事業含む）

	決定年月日	指令番号	排水面積	備考
当初	昭和 46.3.26	神奈川県告示第 286 号	37.4ha	計画決定施工者　藤沢市

３　公共下水道事業認可（都市計画法）

	認可年月日	指令番号	認可の内容			摘要
			排水面積	事業費	工期	
当初	S38.8.20	建設省第 2151 号	106.20ha	330,000 千円	S38～42 年度	管渠
変更	S41.6.10	建設省第 1824 号	175.7ha		S41～43 年度	管渠
変更	S41.9.14	建設省第 3207 号	216.00ha	636,661 千円	S38～43 年度	管渠
変更	S43.7.11	建設省第 1885 号	387.20ha	1,363,829 千円	S38～46 年度	管渠
変更	S48.3.30	県指令計第 277 号	925.38ha	4,697,000 千円	S38～51 年度	管渠
変更	S51.2.20	県指令計第 394 号	2,167.44ha	28,204,656 千円	S38～59 年度	管渠
変更	S56.3.20	県指令計第 495 号	2,135.60ha	47,340,757 千円	S38～H 元年度	管渠
変更	S58.4.5	県指令計第 597 号	2,135.60ha	50,881,230 千円	S38～H 元年度	管渠
変更	S62.3.10	県指令計第 197 号	2,135.89ha	81,264,146 千円	S38～H5 年度	管渠
変更	H3.2.26	県指令都計第 473 号	2,145.00ha	124,178,590 千円	S38～H9 年度	管渠 ポンプ場
変更	H10.3.31	県指令都計第 307 号	約 2,176ha	175,996,109 千円	S38 ～H13 年度	管渠 ポンプ場
変更	H13.3.6	県指令都計第 1294 号	約 2,176ha	173,712,566 千円	S38 ～H13 年度	管渠 ポンプ場
変更	H14.3.26	県指令都計第 1553 号	約 2,176ha	193,921,680 千円	S38～H17 年度	期間
変更	H18.3.28	県指令都計第 1281 号	約 2,176ha	221,964,134 千円	S38～H23 年度	期間
変更	H24.3.30	県指令都計第 1241 号	約 2,176ha	261,262,396 千円	S38～H30 年度	期間 区域
変更	H30.11.16	県指令都計第 1466 号	約 2,176ha	293,449,945 千円	S38～R5 年度	期間
変更	R3.3.30	県指令都計第 1408 号	約 2,184ha	292,016,388 千円	S38～R5 年度	区域
変更	R6.3.29	県指令都計第 1578 号	約 2,184ha	334,524,548 千円	S38～R12 年度	期間

３－２　堤地区土地区画整理事業（下水道事業含む）

	決定年月日	指令番号	施工者	面積	事業期間	事業地
当初	S47.1.31	神奈川県指令計第 196 号	藤沢市	37.4 ha	S47.2.1～50.3.31	堤字丸山、字羽根沢の全部 字天神原、字八王子原の一部
変更	S49.7.1	神奈川県指令計第 3110 号	藤沢市	37.4 ha	S47.2.1～52.3.31	堤字丸山、字羽根沢の全部 字天神原、字八王子原の一部

4　公共下水道事業計画（下水道法）

	協議完了年月日	協議完了通知の文書番号	協議の内容			摘要
			排水面積	事業費	工期	
当初	S38.8.19	建設省神都第 221 号	123.084ha	330,000 千円	S38～42 年度	管渠
変更	S42.12.25	建設省神都第 17 号	211.5 ha	636,661 千円	S38～43 年度	管渠
変更	S43.9.19	建設省神都第 13 号の 2	387.20ha	1,363,829 千円	S38～46 年度	管渠
変更	S48.2.13	県指令下水第 26 号	925.38ha	4,697,000 千円	S38～51 年度	流域下水道に変更、管渠
変更	S51.1.21	県指令下水第 193 号	2,167.44ha	28,204,656 千円	S38～59 年度	管渠
変更	S56.1.22	県指令下水第 214 号	2,135.60ha	47,340,757 千円	S38～H 元年度	雨水の認可取得、管渠
変更	S58.3.24	県指令下水第 291 号	2,135.60ha	50,881,230 千円	S38～H 元年度	管渠
変更	S62.2.17	県指令下水第 304 号	2,135.89ha	81,264,146 千円	S38～H5 年度	管渠
変更	H2.12.12	県指令下水第 297 号	2,163.30ha	124,178,590 千円	S38～H9 年度	管渠 ポンプ場
変更	H10.3.23	県指令下水第 293 号	約 2,195ha	175,996,109 千円	S38～H13 年度	管渠 ポンプ場
変更	H11.8.16	県指令下水第 127 号	約 2,195ha	173,503,022 千円	S38～H13 年度	管渠 ポンプ場
変更	H14.3.11	県指令下水第 164 号	約 2,198ha	193,921,680 千円	S38～H17 年度	管渠 ポンプ場
変更	H17.12.7	県指令下水第 125 号	約 2,198ha	193,921,680 千円	S38～H17 年度	調整池
変更	H18.3.6	県指令下水第 168 号	約 2,217ha	243,432,278 千円	S38～H23 年度	期間延伸
変更	H21.10.6	県指令下水第 93 号	約 2,217ha	221,964,134 千円	S38～H23 年度	管渠 ポンプ場
変更	H24.3.30	県指令下水第 96 号	約 2,233ha	261,737,121 千円	S38～H30 年度	期間延伸 区域変更
変更	H30.11.16	県下水第 1587 号	約 2,233ha	294,585,665 千円	S38～R5 年度	期間延伸 区域変更
変更	R3.3.30	県下水第 1801 号	約 2,244ha	293,152,108 千円	S38～R5 年度	区域変更
変更	R6.3.29	県下水第 1685 号	約 2,244ha	335,660,268 千円	S38～R12 年度	期間延伸
変更	R8.2.26	県下水第 1370 号	約 2,244ha	335,660,268 千円	S38～R12 年度	管渠 ポンプ場

※平成 24 年 4 月 1 日以降、下水道法改訂により、認可から同意を要しない協議となった

5　大庭処理区事業計画（下水道法）

	協議完了年月日	協議完了通知の文書番号	協議の内容			摘要
			排水面積	事業費	工期	
当初	S51. 7.15	県指令下水第 69 号	37.39ha	50,000 千円	S51～52 年度	管渠
変更	H30.11.16	県下水第 1563 号	約 37ha	50,000 千円	S51～52 年度	下水道法改正

※平成 24 年 4 月 1 日以降、下水道法改訂により、認可から同意を要しない協議となった

Ⅳ　公共下水道事業の計画概要

1　流域関連公共下水道

(1) 全体計画及び事業計画一覧表（汚水）

処理分区名・排水区名	面積		備考
	全体計画（R12）	事業計画（R12）	
第69(浜須賀)処理分区	116.59ha	117ha	合流式
第69(松が丘)処理分区	127.52ha	128ha	合流式
第70(東海岸)処理分区	211.50ha	212ha	合流式
第71(中海岸)処理分区	177.11ha	177ha	合流式
小計	632.72ha	632ha	
第65-1(萩園)処理分区	51.50ha	47ha	分流式汚水
第65(千ノ川)処理分区	1,242.17ha	1,035ha	分流式汚水
第66(今宿)処理分区	86.38ha	71ha	分流式汚水
第67(中島)処理分区	39.86ha	21ha	分流式汚水
第68(松尾)処理分区	233.43ha	220ha	分流式汚水
第69(浜竹)処理分区	164.85ha	165ha	分流式汚水
小計	1,818.19ha	1,559ha	
第54-2(芹沢第一)処理分区	49.25ha		未認可、分流式汚水
第55(芹沢第二)処理分区	27.55ha		未認可、分流式汚水
第56(芹沢第三)処理分区	35.13ha	3ha	一部認可、分流式汚水
第57(芹沢第四)処理分区	11.15ha		未認可、分流式汚水
第59(芹沢第五)処理分区	53.17ha		未認可、分流式汚水
第60-1(行谷第一)処理分区	69.00ha	14ha	一部認可、分流式汚水
第60-2(行谷第二)処理分区	20.79ha		未認可、分流式汚水
第61-2(堤)処理分区	369.04ha	36ha	一部認可、分流式汚水
小計	635.08ha	53ha	
事業計画区域合計		約2,244ha	
全体計画区域合計	3,085.99ha		

※事業計画面積は各処理分区の面積を小数点第 1 位で四捨五入しているため、事業計画面積合計と一致しない

（2）事業計画一覧表（雨水）

排水区名	事業計画面積 (R12)	放流先	計画下水量
浜須賀排水区（合流式）	117 ha	相模湾	Q= 10.462 m^3/s
松が丘排水区（合流式）	128 ha	相模湾	Q= 11.545 m^3/s
東海岸排水区（合流式）	212 ha	相模湾	Q= 4.985 m^3/s
中海岸排水区（合流式）	177 ha	相模湾	Q= 4.079 m^3/s
芹沢第二排水区(分流式雨水)	3 ha	一級河川小出川	－
行谷排水区（分流式雨水）	14 ha	一級河川小出川	－
下寺尾第二排水区(分流式雨水)	5 ha	準用河川駒寄川	－
下寺尾第三排水区(分流式雨水)	12 ha	準用河川駒寄川	－
香川北第一排水区(分流式雨水)	52 ha	一級河川小出川	Q= 6.643 m^3/s
香川北第三排水区(分流式雨水)	13 ha	準用河川駒寄川	－
香川北第四排水区(分流式雨水)	4 ha	準用河川駒寄川	－
香川南排水区（分流式雨水）	75 ha	一級河川小出川	Q= 6.684 m^3/s
西久保排水区（分流式雨水）	102 ha	一級河川小出川	Q= 11.989 m^3/s
浜之郷排水区（分流式雨水）	57 ha	一級河川小出川	Q= 5.683 m^3/s
赤羽根排水区（分流式雨水）	80 ha	準用河川千ノ川	Q= 20.537 m^3/s
菱沼排水区（分流式雨水）	222 ha	準用河川千ノ川	Q= 20.117 m^3/s
鶴が台排水区（分流式雨水）	69 ha	準用河川千ノ川	Q= 6.952 m^3/s
円蔵排水区（分流式雨水）	26 ha	準用河川千ノ川	Q= 2.875 m^3/s
飯島排水区（分流式雨水）	26 ha	準用河川千ノ川	Q= 2.862 m^3/s
今宿排水区（分流式雨水）	79 ha	準用河川千ノ川	Q= 10.266 m^3/s
萩園第一排水区(分流式雨水)	28 ha	一級河川相模川	Q= 3.961 m^3/s
萩園第二排水区(分流式雨水)	119 ha	一級河川小出川	Q= 13.594 m^3/s
萩園第三排水区(分流式雨水)	4 ha	一級河川相模川	－
中島排水区（分流式雨水）	21 ha	一級河川小出川	Q= 5.677 m^3/s
千ノ川直接排水区(分流式雨水)	116 ha	準用及び一級河川千ノ川	Q= 2.475 m^3/s
下町屋排水区（分流式雨水）	23 ha	一級河川千ノ川	Q= 2.787 m^3/s
千ノ川排水区（分流式雨水）	61 ha	一級河川千ノ川	Q= 6.057 m^3/s
松尾川排水区（分流式雨水）	214 ha	準用河川松尾川	Q= 19.472 m^3/s
浜竹排水区（分流式雨水）	165 ha	相模湾	Q= 14.837 m^3/s
矢畑排水区（分流式雨水）	19 ha	準用河川千ノ川	－
合計	約 2,241ha		

※各排水区の面積を小数点第１位で四捨五入しているため、合計値とは一致しない

※相模川流域関連茅ヶ崎公共下水道事業計画書　第１表、第３表に準じる

2　計画の基準

(1) 流域関連公共下水道計画基準

処理区名			相模川流域下水道左岸処理区		
告示・認可年月日			都市計画法計画決定 平成30年11月28日	都市計画法事業認可 令和6年3月29日	下水道法事業計画 令和8年2月26日
排除方式			－	－	分流、一部合流
汚水	処理場名		－	－	－
	処理場位置		－	－	－
	処理場面積(ha)		－	－	－
	処理面積(ha)		(参考) 約2,184	(参考) 約2,184	約2,244
	処理人口		－	－	224,656
	日平均汚水量(ﾘｯﾄﾙ／人・日)		－	－	245
	日最大汚水量(ﾘｯﾄﾙ／人・日)		－	－	310
	１人１日時間最大汚水量		－	－	465
	地下水量		－	－	35ﾘｯﾄﾙ/人・日
	放流水質	ＢＯＤ(ppm)	－	－	－
		ＳＳ　(ppm)	－	－	－
	処理方式		－	－	－
	放流先		－	－	－
	水質規制		－	－	－
	ポンプ場数		－	－	－
	ポンプ場面積(ha)		－	－	－
	主要な管渠延長(km)		－	－	33.31
雨水	降雨強度式		－	－	Ｉ=5000/t＋40
	降雨強度(mm/h)		－	－	50 mm
	確率年		－	－	5年
	排水面積(ha)		(参考) 約2,184	(参考) 約2,184	約2,241
	ポンプ場数		－	－	14
	ポンプ場面積(ha)		－	－	1.19
	主要な管渠延長(km)		－	－	21.94
施行期間			－	昭和38年～令和12年度	昭和38年～令和12年度
処理場稼働年月日			－	－	－
建設事業費	総事業費（千円）		－	334,524,548	335,660,268
	管渠・ポンプ場（千円）		－	－	－
	処理場（千円）		－	－	－

(2) 大庭処理区（堤地区）の公共下水道計画基準（S51 認可、H30 計画変更）

① 公共下水道計画基準

排除方式　分流式

1) 汚水量

(a) 計画家庭汚水量

1 人 1 日平均汚水	400 ﾘｯﾄﾙ
1 人 1 日最大汚水量	550 ﾘｯﾄﾙ
1 人 1 時間最大汚水量	720 ﾘｯﾄﾙ

(b) 地下水量

日最大汚水量の 10％

2) 雨水流出量

(a) 降雨量強度	50mm / hr
(b) 確率年	5 年
(c) 流出係数	0.5～0.6
(d) 算定式（合理式）	Q= 1/360・C・I・A
(e) タルボット式	I=4,500/（t ＋30）

② 管渠断面ならびに水路断面の算定

1) 管渠断面　クッター公式

2) 水路断面　マニング公式

③ 事業計画 ha

1) 事業規模

下水道の認可年月日	S51 年 7 月 15 日
起工年月日	S51 年 7 月 15 日
完工年月	S52 年 3 月 31 日
予定処理面積	37.39ha
計画処理人口	5,422 人
管渠延長	14,527m
処理場	藤沢市南部処理場

2) 事業費内訳

工　事　費	47,100,000 円
事　務　費	2,900,000 円
計	50,000,000 円

3) 財政計画(S51 年度)

イ　財源の部

建設費	その他	50,000,000 円
維持管理費	使用料	2,800 円
	その他	997,200 円
計		51,000,000 円

ロ　経費の部

建設費	管渠	50,000,000 円
維持管理費		1,000,000 円
計		51,000,000 円

4) 管渠内訳

汚水管	200mm		9,706m
雨水管	250mm	887m	陶管
	300	505	陶管
	350	303	遠心力鉄筋コンクリート管
	400	663	遠心力鉄筋コンクリート管
	450	183	遠心力鉄筋コンクリート管
	500	588	遠心力鉄筋コンクリート管
	600	705	遠心力鉄筋コンクリート管
	700	336	遠心力鉄筋コンクリート管
	800	133	遠心力鉄筋コンクリート管
	900	283	遠心力鉄筋コンクリート管
	1,000	75	遠心力鉄筋コンクリート管
	1,100	85	遠心力鉄筋コンクリート管
	1,500	105	遠心力鉄筋コンクリート管
	1,800	15	遠心力鉄筋コンクリート管
計		4,866	

Ⅴ　公共下水道事業建設状況

1　公共下水道事業歳入総括表

年度別決算表（歳入）（単位:円）

年度	受益者負担金	国庫補助金	県補助金	一般会計繰入金	下水道債	下水道使用料	雑入・繰越金等	計
	（構成比%）	（構成比%）	（構成比%）	（構成比%）	（構成比%）	（構成比%）	（構成比%）	（構成比%）
S38	0	5,000,000	0	4,598,884	5,000,000	0	0	14,598,884
	(0.00)	(34.25)	(0.00)	(31.50)	(34.25)	(0.00)	(0.00)	(100.00)
S39	5,017,278	10,000,000	0	13,776,613	10,000,000	650	16,150	38,810,691
	(12.93)	(25.77)	(0.00)	(35.50)	(25.77)	(0.00)	(0.04)	(100.00)
S40	9,317,384	24,500,000	0	23,000,000	29,000,000	55,608	35,275	85,908,267
	(10.85)	(28.52)	(0.00)	(26.77)	(33.76)	(0.06)	(0.04)	(100.00)
S41	12,565,973	25,000,000	3,530,000	22,000,000	33,000,000	487,495	2,558,347	99,141,815
	(12.67)	(25.22)	(3.56)	(22.19)	(33.29)	(0.49)	(2.58)	(100.00)
S42	19,554,439	32,412,309	3,797,000	41,810,000	41,000,000	1,173,340	4,971,766	144,718,854
	(13.51)	(22.40)	(2.62)	(28.89)	(28.33)	(0.81)	(3.44)	(100.00)
S43	12,575,144	51,215,119	6,210,000	73,940,000	63,000,000	1,206,645	480,596	208,627,504
	(6.03)	(24.55)	(2.98)	(35.44)	(30.20)	(0.58)	(0.23)	(100.00)
S44	18,861,763	67,981,268	10,690,000	100,930,000	82,000,000	2,505,510	324,439	283,292,980
	(6.66)	(24.00)	(3.77)	(35.63)	(28.95)	(0.88)	(0.11)	(100.00)
S45	35,156,502	78,900,000	15,000,000	133,700,000	121,000,000	2,361,315	296,106	386,413,923
	(9.10)	(20.42)	(3.88)	(34.60)	(31.31)	(0.61)	(0.08)	(100.00)
S46	34,263,708	108,750,000	20,750,000	173,000,000	270,500,000	2,897,845	1,047,562	611,209,115
	(5.61)	(17.79)	(3.39)	(28.30)	(44.26)	(0.47)	(0.17)	(100.00)
S47	23,884,179	98,150,000	22,160,000	188,800,000	343,000,000	3,482,743	26,351,630	705,828,552
	(3.38)	(13.91)	(3.14)	(26.75)	(48.60)	(0.49)	(3.73)	(100.00)
S48	22,457,305	128,719,000	29,630,000	250,650,000	290,600,000	4,799,925	37,039,030	763,895,260
	(2.94)	(16.85)	(3.88)	(32.81)	(38.04)	(0.63)	(4.85)	(100.00)
S49	24,765,922	147,181,000	10,420,000	261,300,000	303,600,000	5,957,334	41,503,999	794,728,255
	(3.12)	(18.52)	(1.31)	(32.88)	(38.20)	(0.75)	(5.22)	(100.00)
S50	30,802,497	168,000,000	6,000,000	270,000,000	335,600,000	7,937,016	66,280,599	884,620,112
	(3.48)	(18.99)	(0.68)	(30.52)	(37.94)	(0.90)	(7.49)	(100.00)
S51	35,034,079	201,000,000	0	240,000,000	396,800,000	8,920,488	110,839,293	992,593,860
	(3.53)	(20.25)	(0.00)	(24.18)	(39.98)	(0.90)	(11.17)	(100.00)
S52	36,117,661	264,000,000	0	360,700,000	577,000,000	10,120,966	123,098,587	1,371,037,214
	(2.63)	(19.26)	(0.00)	(26.31)	(42.08)	(0.74)	(8.98)	(100.00)
S53	34,394,605	317,640,000	0	554,000,000	659,000,000	94,007,701	116,754,639	1,775,796,945
	(1.94)	(17.89)	(0.00)	(31.20)	(37.11)	(5.29)	(6.57)	(100.00)
S54	25,445,899	330,000,000	0	592,400,000	795,700,000	161,173,322	120,754,194	2,025,473,415
	(1.26)	(16.29)	(0.00)	(29.25)	(39.28)	(7.96)	(5.96)	(100.00)
S55	31,818,872	451,200,000	0	1,093,700,000	878,000,000	199,192,121	40,972,136	2,694,883,129
	(1.18)	(16.74)	(0.00)	(40.58)	(32.58)	(7.39)	(1.52)	(100.00)
S56	17,909,885	603,321,000	0	1,065,000,000	1,085,500,000	210,515,584	93,277,692	3,075,524,161
	(0.58)	(19.62)	(0.00)	(34.63)	(35.29)	(6.84)	(3.03)	(100.00)

年度	受益者負担金 （構成比％）	国庫補助金 （構成比％）	県補助金 （構成比％）	一般会計繰入金 （構成比％）	下水道債 （構成比％）	下水道使用料 （構成比％）	雑入・繰越金等 （構成比％）	計 （構成比％）
S57	19,124,385	758,840,000	0	1,063,000,000	1,132,500,000	349,174,375	134,100,517	3,456,739,277
	(0.55)	(21.95)	(0.00)	(30.75)	(32.76)	(10.10)	(3.88)	(100.00)
S58	27,425,678	569,570,000	0	1,000,000,000	1,028,900,000	391,798,910	294,876,087	3,312,570,675
	(0.83)	(17.19)	(0.00)	(30.19)	(31.06)	(11.83)	(8.90)	(100.00)
S59	95,592,688	569,460,000	0	1,227,000,000	879,600,000	414,008,399	298,731,805	3,484,392,892
	(2.74)	(16.34)	(0.00)	(35.21)	(25.24)	(11.88)	(8.57)	(100.00)
S60	134,920,361	802,900,000	0	1,573,000,000	1,004,700,000	632,517,895	93,038,768	4,241,077,024
	(3.18)	(18.93)	(0.00)	(37.09)	(23.69)	(14.91)	(2.19)	(100.00)
S61	160,569,102	589,500,000	0	1,717,300,000	1,236,500,000	639,765,925	116,772,489	4,460,407,516
	(3.60)	(13.22)	(0.00)	(38.50)	(27.72)	(14.34)	(2.62)	(100.00)
S62	159,862,173	535,000,000	19,000,000	1,864,000,000	1,783,800,000	785,782,975	129,997,306	5,277,442,454
	(3.03)	(10.14)	(0.36)	(35.32)	(33.80)	(14.89)	(2.46)	(100.00)
S63	183,962,755	388,000,000	16,400,000	1,670,000,000	1,815,200,000	851,472,340	189,599,791	5,114,634,886
	(3.60)	(7.59)	(0.32)	(32.65)	(35.49)	(16.65)	(3.71)	(100.00)
H元	191,244,697	248,060,000	18,000,000	2,325,000,000	1,598,850,000	917,097,219	171,897,479	5,470,149,395
	(3.50)	(4.53)	(0.33)	(42.50)	(29.23)	(16.77)	(3.14)	(100.00)
H2	179,182,139	265,440,000	24,000,000	2,455,000,000	1,839,450,000	1,060,850,284	134,613,952	5,958,536,375
	(3.01)	(4.45)	(0.40)	(41.20)	(30.87)	(17.80)	(2.26)	(100.00)
H3	181,339,946	358,700,000	26,000,000	2,372,000,000	2,318,200,000	1,194,727,926	163,118,227	6,614,086,099
	(2.74)	(5.42)	(0.39)	(35.86)	(35.05)	(18.06)	(2.47)	(100.00)
H4	168,496,599	1,085,000,000	40,600,000	3,030,000,000	2,705,300,000	1,427,841,411	120,414,126	8,577,652,136
	(1.96)	(12.65)	(0.47)	(35.32)	(31.54)	(16.65)	(1.40)	(100.00)
H5	184,483,930	1,863,303,000	41,000,000	3,250,000,000	3,383,900,000	1,430,278,880	451,642,022	10,604,607,832
	(1.74)	(17.57)	(0.39)	(30.65)	(31.91)	(13.49)	(4.26)	(100.00)
H6	194,973,101	1,772,197,000	26,000,000	3,200,000,000	3,360,800,000	1,460,931,779	665,790,802	10,680,692,682
	(1.83)	(16.59)	(0.24)	(29.96)	(31.47)	(13.68)	(6.23)	(100.00)
H7	149,171,512	827,000,000	20,900,000	2,850,000,000	3,199,900,000	1,552,304,731	624,594,716	9,223,870,959
	(1.62)	(8.97)	(0.23)	(30.90)	(34.69)	(16.83)	(6.77)	(100.00)
H8	147,552,305	1,008,000,000	9,140,000	2,850,000,000	2,886,500,000	1,726,162,130	455,758,663	9,083,113,098
	(1.62)	(11.10)	(0.10)	(31.38)	(31.78)	(19.00)	(5.02)	(100.00)
H9	112,660,479	892,500,000	6,530,000	2,800,000,000	2,987,100,000	1,751,763,738	377,827,233	8,928,381,450
	(1.26)	(10.00)	(0.07)	(31.36)	(33.46)	(19.62)	(4.23)	(100.00)
H10	116,722,725	705,500,000	5,650,000	2,770,000,000	2,481,800,000	1,826,679,588	430,441,332	8,336,793,645
	(1.40)	(8.46)	(0.07)	(33.23)	(29.77)	(21.91)	(5.16)	(100.00)
H11	140,088,865	692,000,000	8,450,000	2,500,000,000	2,148,800,000	1,895,585,060	445,684,398	7,830,608,323
	(1.79)	(8.84)	(0.11)	(31.93)	(27.44)	(24.21)	(5.69)	(100.00)
H12	140,577,825	564,000,000	5,930,000	2,860,000,000	2,218,600,000	1,695,631,882	280,927,553	7,765,667,260
	(1.81)	(7.26)	(0.08)	(36.83)	(28.57)	(21.83)	(3.62)	(100.00)
H13	133,739,151	416,582,875	4,933,000	2,400,000,000	1,528,600,000	2,324,032,072	360,835,527	7,168,722,625
	(1.87)	(5.81)	(0.07)	(33.48)	(21.32)	(32.42)	(5.03)	(100.00)
H14	77,325,651	388,417,125	2,900,000	2,230,000,000	1,068,000,000	2,496,336,383	340,771,165	6,603,750,324
	(1.17)	(5.88)	(0.04)	(33.77)	(16.17)	(37.80)	(5.16)	(100.00)
H15	59,768,560	502,500,000	0	2,500,000,000	901,500,000	2,741,839,463	332,389,109	7,037,997,132
	(0.85)	(7.14)	(0.00)	(35.52)	(12.81)	(38.96)	(4.72)	(100.00)
H16	58,473,468	436,800,000	500,000	2,236,193,951	1,128,000,000	2,572,630,070	576,139,680	7,008,737,169
	(0.83)	(6.23)	(0.01)	(31.91)	(16.09)	(36.71)	(8.22)	(100.00)

年度	受益者負担金	国庫補助金	県補助金	一般会計繰入金	下水道債	下水道使用料	雑入・繰越金等	計
	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）
H17	40,407,372	182,200,000	500,000	2,397,989,000	840,200,000	2,895,209,929	339,125,342	6,695,631,643
	(0.60)	(2.72)	(0.01)	(35.82)	(12.55)	(43.24)	(5.06)	(100.00)
H18	57,960,843	169,920,000	700,000	1,781,000,000	1,740,000,000	2,914,200,445	328,104,543	6,991,885,831
	(0.83)	(2.43)	(0.01)	(25.47)	(24.89)	(41.68)	(4.69)	(100.00)
H19	95,108,820	815,267,000	4,004,000	1,786,625,000	2,635,000,000	2,900,596,919	354,983,706	8,591,585,445
	(1.11)	(9.49)	(0.05)	(20.79)	(30.67)	(33.76)	(4.13)	(100.00)
H20	32,857,821	766,540,900	6,020,000	1,748,000,000	2,063,200,000	2,838,092,477	424,247,041	7,878,958,239
	(0.42)	(9.73)	(0.08)	(22.18)	(26.19)	(36.02)	(5.38)	(100.00)
H21	22,347,430	1,285,390,100	7,467,000	1,901,023,600	2,782,600,000	2,813,760,648	318,548,292	9,131,137,070
	(0.24)	(14.08)	(0.08)	(20.82)	(30.47)	(30.82)	(3.49)	(100.00)
H22	23,327,655	455,389,000	4,052,000	1,846,216,000	1,807,400,000	2,817,989,338	494,590,797	7,448,964,790
	(0.31)	(6.11)	(0.06)	(24.79)	(24.26)	(37.83)	(6.64)	(100.00)
H23	18,949,003	521,879,425	2,821,000	1,843,181,000	1,692,000,000	2,350,575,752	570,257,331	6,999,663,511
	(0.27)	(7.46)	(0.04)	(26.33)	(24.17)	(33.58)	(8.15)	(100.00)
計	3,738,160,134	23,548,826,121	429,684,000	71,509,834,048	64,516,200,000	52,386,434,551	10,806,421,839	226,935,560,693
	(1.65)	(10.38)	(0.19)	(31.51)	(28.43)	(23.08)	(4.76)	(100.00)

年度別決算表（収入）【平成 24 年度以降】(単位:円)

年度	収益的収入	下水道使用料	一般会計負担金	雑入等	国庫補助金	長期前受金戻入
		うち未収金	うち未収金	うち未収金	うち未収金	うち未収金
		(構成比%)	(構成比%)	(構成比%)	(構成比%)	(構成比%)
H24	4,678,387,108	2,761,881,350	1,871,608,000	44,897,758	0	0
	500,048,814	479,154,089	0	20,894,725	0	0
	(100.00)	(59.03)	(40.01)	(0.96)	(0.00)	(0.00)
H25	4,454,424,955	2,748,745,018	1,653,265,842	46,871,145	5,542,950	0
	528,691,690	507,607,714	0	21,083,976	0	0
	(100.00)	(61.71)	(37.12)	(1.05)	(0.12)	(0.00)
H26	5,477,489,164	2,795,592,672	1,692,315,886	53,542,491	0	936,038,115
	566,876,158	521,474,029	0	45,402,129	0	0
	(100.00)	(51.04)	(30.89)	(0.98)	(0.00)	(17.09)
H27	5,407,865,310	2,764,798,775	1,665,677,619	52,886,145	5,264,333	919,238,438
	567,338,827	522,446,718	0	44,892,109	0	0
	(100.00)	(51.12)	(30.80)	(0.98)	(0.10)	(17.00)
H28	5,376,923,284	2,774,032,142	1,630,378,517	53,875,517	0	918,637,108
	540,460,753	518,447,135	0	22,013,618	0	0
	(100.00)	(51.59)	(30.32)	(1.00)	(0.00)	(17.09)
H29	6,307,518,443	2,804,420,543	1,665,420,463	763,224,180	0	1,074,453,257
	523,613,449	501,814,254	0	21,799,195	0	0
	(100.00)	(44.46)	(26.40)	(12.10)	(0.00)	(17.04)
H30	5,735,241,320	2,850,975,386	1,649,907,096	135,815,016	0	1,098,543,822
	539,179,126	516,588,341	0	22,590,785	0	0
	(100.00)	(49.71)	(28.77)	(2.37)	(0.00)	(19.15)
R 元	5,690,862,300	2,885,125,230	1,650,138,129	54,133,670	0	1,101,465,271
	554,470,448	535,590,423	0	18,880,025	0	0
	(100.00)	(50.70)	(29.00)	(0.95)	(0.00)	(19.35)
R2	5,754,994,056	2,983,916,704	1,585,761,677	76,708,563	0	1,108,607,112
	617,503,311	589,294,607	0	28,208,704	0	0
	(100.00)	(51.85)	(27.56)	(1.33)	(0.00)	(19.26)
R3	5,716,245,655	2,980,096,794	1,570,959,296	50,725,421	0	1,114,464,144
	598,198,446	580,408,070	0	17,790,376	0	0
	(100.00)	(52.13)	(27.48)	(0.89)	(0.00)	(19.50)

資本的収入	下水道債	一般会計出資金	一般会計負担金	受益者負担金	国庫補助金	その他資本的収入
	うち未収金	うち未収金	うち未収金	うち未収金	うち未収金	うち未収金
	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）
2,411,060,020	1,523,000,000	78,338,000	127,054,000	13,926,945	668,741,075	0
0	0	0	0	0	0	0
(100.00)	(63.17)	(3.25)	(5.27)	(0.58)	(27.73)	(0.00)
1,835,412,960	1,117,300,000	188,110,864	144,942,803	11,833,308	373,225,985	0
0	0	0	0	0	0	0
(100.00)	(60.87)	(10.25)	(7.90)	(0.65)	(20.33)	(0.00)
2,000,883,748	1,301,700,000	267,607,317	159,194,159	13,489,462	234,516,810	24,376,000
10,376,000	0	0	0	0	0	10,376,000
(100.00)	(65.06)	(13.37)	(7.96)	(0.67)	(11.72)	(1.22)
1,697,512,815	1,077,800,000	184,328,578	169,959,899	13,832,227	244,201,581	7,390,530
0	0	0	0	0	0	0
(100.00)	(63.49)	(10.86)	(10.01)	(0.81)	(14.39)	(0.44)
2,842,543,376	1,912,300,000	180,832,898	173,257,743	15,655,973	520,941,594	39,555,168
0	0	0	0	0	0	0
(100.00)	(67.27)	(6.36)	(6.10)	(0.55)	(18.33)	(1.39)
1,939,540,762	1,266,200,000	248,599,530	181,605,390	15,831,758	216,783,084	10,521,000
0	0	0	0	0	0	0
(100.00)	(65.28)	(12.82)	(9.36)	(0.82)	(11.18)	(0.54)
1,911,608,954	1,275,200,000	216,936,356	194,927,223	14,959,042	198,067,742	11,518,591
0	0	0	0	0	0	0
(100.00)	(66.71)	(11.35)	(10.20)	(0.78)	(10.36)	(0.60)
1,827,887,523	1,191,100,000	210,117,984	210,800,282	8,267,491	201,642,766	5,959,000
0	0	0	0	0	0	0
(100.00)	(65.16)	(11.50)	(11.53)	(0.45)	(11.03)	(0.33)
1,573,907,534	1,009,000,000	220,628,519	221,286,421	7,769,360	109,780,234	5,443,000
15,000	0	0	0	15,000	0	0
(100.00)	(64.11)	(14.02)	(14.06)	(0.49)	(6.97)	(0.35)
1,217,345,021	783,100,000	129,055,451	231,612,969	9,576,601	64,000,000	0
109,767	0	0	0	109,767	0	0
(100.00)	(64.33)	(10.60)	(19.02)	(0.79)	(5.26)	(0.00)

年度	収益的収入	下水道使用料	一般会計負担金	雑入等	国庫補助金	長期前受金戻入
		うち未収金	うち未収金	うち未収金	うち未収金	うち未収金
		（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）
R4	5,724,787,205	2,920,913,110	1,626,106,019	56,732,091	0	1,121,035,985
	558,491,707	539,934,374	0	18,557,333	0	0
	(100.00)	(51.02)	(28.41)	(0.99)	(0.00)	(19.58)
R5	5,754,173,538	2,963,266,654	1,604,644,036	55,677,998	0	1,130,584,850
	503,781,664	482,394,577	0	21,387,087	0	0
	(100.00)	(51.50)	(27.88)	(0.97)	(0.00)	(19.65)
R6	5,724,627,916	2,910,264,545	1,639,645,850	55,393,856	0	1,119,323,665
	533,270,838	511,859,114	0	21,411,724	0	0
	(100.00)	(50.84)	(28.64)	(0.97)	(0.00)	(19.55)
R7	5,711,510,452	2,892,908,729	1,667,634,212	55,089,242	0	1,095,878,269
	560,270,102	536,948,460	0	23,321,642	0	0
	(100.00)	(50.65)	(29.20)	(0.96)	(0.00)	(19.19)

※未収金については、平成 24 年度以降分より計上（地方公営企業法一部適用による）

資本的収入	下水道債	一般会計出資金	一般会計負担金	受益者負担金	国庫補助金	その他資本的収入
	うち未収金	うち未収金	うち未収金	うち未収金	うち未収金	うち未収金
	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）	（構成比％）
2,050,560,118	1,322,300,000	210,712,346	240,491,182	8,143,880	263,174,000	5,738,710
33,200	0	0	0	33,200	0	0
（100.00）	（64.48）	（10.28）	（11.73）	（0.40）	（12.83）	（0.28）
2,376,099,146	1,499,100,000	281,773,814	243,418,503	10,174,744	335,705,000	5,927,085
475,285	0	0	0	33,200	0	442,085
（100.00）	（63.09）	（11.86）	（10.24）	（0.43）	（14.13）	（0.25）
1,894,909,886	1,324,600,000	232,566,939	241,770,849	13,694,544	82,277,554	0
0	0	0	0	0	0	0
（100.00）	（69.90）	（12.28）	（12.76）	（0.72）	（4.34）	（0.00）
2,277,896,098	1,501,700,000	313,254,347	252,543,885	8,126,050	202,271,816	0
0	0	0	0	0	0	0
（100.00）	（65.92）	（13.75）	（11.09）	（0.36）	（8.88）	（0.00）

2　公共下水道事業歳出総括表

年度別決算表（歳出）【昭和 38 年度から平成 23 年度】（単位:円）

年度	一般管理費 （構成比%）	施設管理費 （構成比%）	排水施設費 （構成比%）	流域下水道建設費負担金 （構成比%）	その他(公債費・予備費) （構成比%）	計 （構成比%）
S38～S43	35,539,140 (6.07)	5,238,800 (0.89)	527,237,538 (89.98)	0 (0.00)	17,954,586 (3.06)	585,970,064 (100.00)
S44	16,013,114 (5.65)	3,828,000 (1.35)	250,002,021 (88.25)	6,318,000 一般会計にて歳出	13,448,776 (4.75)	283,291,911 (100.00)
S45	23,123,686 (5.99)	10,354,000 (2.68)	297,103,007 (76.91)	36,619,000 (9.48)	19,098,664 (4.94)	386,298,357 (100.00)
S46	30,954,648 (5.29)	13,361,000 (2.28)	404,804,994 (69.17)	109,235,250 (18.66)	26,921,133 (4.60)	585,277,025 (100.00)
S47	36,242,239 (5.42)	12,341,576 (1.84)	396,728,671 (59.27)	176,998,000 (26.44)	47,021,443 (7.03)	669,331,929 (100.00)
S48	46,622,981 (6.29)	37,397,000 (5.05)	469,932,535 (63.45)	117,882,000 (15.92)	68,850,499 (9.30)	740,685,015 (100.00)
S49	59,755,096 (7.93)	25,763,000 (3.42)	442,950,362 (58.76)	132,698,000 (17.60)	92,635,130 (12.29)	753,801,588 (100.00)
S50	67,616,808 (8.11)	21,741,000 (2.61)	488,004,048 (58.50)	135,799,000 (16.28)	120,980,549 (14.50)	834,141,405 (100.00)
S51	76,121,002 (8.14)	27,598,678 (2.95)	547,736,968 (58.59)	132,352,000 (14.16)	151,127,725 (16.16)	934,936,373 (100.00)
S52	95,337,287 (7.16)	61,655,336 (4.63)	786,080,901 (59.03)	205,806,000 (15.45)	182,809,351 (13.73)	1,331,688,875 (100.00)
S53	143,875,272 (8.34)	98,850,821 (5.73)	1,015,605,641 (58.86)	244,387,000 (14.16)	222,863,717 (12.92)	1,725,582,451 (100.00)
S54	171,716,727 (8.49)	103,372,105 (5.11)	1,161,128,892 (57.40)	316,047,000 (15.62)	270,684,255 (13.38)	2,022,948,979 (100.00)
S55	225,111,047 (8.40)	116,117,590 (4.33)	1,581,643,705 (59.01)	420,865,000 (15.70)	336,371,065 (12.55)	2,680,108,407 (100.00)
S56	210,210,767 (6.86)	118,282,130 (3.86)	1,900,060,173 (62.04)	428,256,000 (13.98)	405,917,225 (13.25)	3,062,726,295 (100.00)
S57	266,153,217 (7.83)	105,924,158 (3.12)	2,087,894,946 (61.45)	435,412,000 (12.81)	502,488,599 (14.79)	3,397,872,920 (100.00)
S58	209,580,875 (6.48)	105,871,520 (3.28)	1,876,727,148 (58.07)	445,451,000 (13.78)	594,384,769 (18.39)	3,232,015,312 (100.00)
S59	216,449,346 (6.28)	105,225,980 (3.05)	1,931,951,765 (56.03)	516,631,000 (14.98)	677,556,173 (19.65)	3,447,814,264 (100.00)
S60	240,764,223 (5.80)	116,957,513 (2.82)	2,404,103,452 (57.87)	639,028,000 (15.38)	753,280,201 (18.13)	4,154,133,389 (100.00)
S61	255,870,685 (5.83)	139,235,482 (3.17)	2,600,232,860 (59.26)	568,878,000 (12.96)	823,987,835 (18.78)	4,388,204,862 (100.00)
S62	267,737,871 (5.23)	510,013,488 (9.95)	3,216,151,758 (62.77)	233,352,000 (4.55)	896,138,069 (17.49)	5,123,393,186 (100.00)
S63	289,498,271 (5.76)	519,435,421 (10.33)	2,998,527,314 (59.64)	236,442,000 (4.70)	984,036,681 (19.57)	5,027,939,687 (100.00)
H 元	402,678,541 (7.49)	775,969,389 (14.44)	3,001,587,571 (55.85)	127,481,000 (2.37)	1,066,962,253 (19.85)	5,374,678,754 (100.00)

年度	一般管理費 （構成比％）	施設管理費 （構成比％）	排水施設費 （構成比％）	流域下水道建設費負担金 （構成比％）	その他(公債費・予備費) （構成比％）	計 （構成比％）
H2	433,359,982 (7.42)	896,709,834 (15.36)	3,225,654,520 (55.27)	116,215,000 (1.99)	1,164,583,608 (19.95)	5,836,522,944 (100.00)
H3	437,709,004 (6.70)	840,113,269 (12.85)	3,881,706,104 (59.38)	113,449,000 (1.74)	1,264,372,364 (19.34)	6,537,349,741 (100.00)
H4	277,140,774 (3.39)	873,910,555 (10.68)	5,515,519,423 (67.40)	131,972,000 (1.61)	1,384,252,820 (16.92)	8,182,795,572 (100.00)
H5	246,330,227 (2.43)	1,325,053,280 (13.09)	6,012,469,204 (59.40)	224,961,000 (2.22)	2,313,297,240 (22.85)	10,122,110,951 (100.00)
H6	249,723,376 (2.47)	1,135,751,488 (11.21)	6,353,389,796 (62.71)	89,974,000 (0.89)	2,301,881,052 (22.72)	10,130,719,712 (100.00)
H7	258,187,727 (2.93)	1,184,525,438 (13.43)	5,338,976,204 (60.54)	199,917,000 (2.27)	1,837,642,832 (20.83)	8,819,249,201 (100.00)
H8	262,749,239 (2.99)	1,405,701,749 (16.02)	4,916,114,762 (56.04)	235,658,000 (2.69)	1,952,514,141 (22.26)	8,772,737,891 (100.00)
H9	262,155,208 (3.01)	1,544,693,186 (17.74)	4,493,417,896 (51.60)	295,286,000 (3.39)	2,112,212,590 (24.26)	8,707,764,880 (100.00)
H10	282,781,302 (3.55)	1,368,713,144 (17.19)	3,752,474,786 (47.13)	336,854,000 (4.23)	2,221,779,890 (27.90)	7,962,603,122 (100.00)
H11	278,127,705 (3.66)	1,185,163,715 (15.59)	3,539,737,087 (46.58)	258,508,000 (3.40)	2,338,337,497 (30.77)	7,599,874,004 (100.00)
H12	303,695,818 (4.08)	1,099,698,073 (14.76)	3,241,033,646 (43.51)	275,767,000 (3.70)	2,528,679,370 (33.95)	7,448,873,907 (100.00)
H13	326,582,283 (4.78)	1,171,179,714 (17.15)	2,463,962,775 (36.07)	248,948,000 (3.64)	2,620,335,643 (38.36)	6,831,008,415 (100.00)
H14	300,992,224 (4.80)	1,087,614,859 (17.33)	1,906,906,950 (30.39)	218,777,000 (3.49)	2,759,906,260 (43.99)	6,274,197,293 (100.00)
H15	413,611,013 (6.38)	1,151,261,810 (17.76)	1,905,933,198 (29.40)	165,953,000 (2.56)	2,846,589,921 (43.91)	6,483,348,942 (100.00)
H16	378,802,406 (5.67)	1,247,029,213 (18.65)	1,847,239,497 (27.63)	142,435,000 (2.13)	3,070,065,295 (45.92)	6,685,571,411 (100.00)
H17	337,950,321 (5.31)	1,337,716,131 (21.00)	1,497,179,740 (23.51)	143,561,000 (2.25)	3,053,213,818 (47.93)	6,369,621,010 (100.00)
H18	394,259,411 (5.93)	1,309,554,497 (19.72)	1,617,753,986 (24.36)	121,342,000 (1.83)	3,199,226,476 (48.16)	6,642,136,370 (100.00)
H19	376,267,613 (4.56)	1,378,712,383 (16.69)	2,908,241,546 (35.20)	120,831,000 (1.46)	3,477,484,348 (42.09)	8,261,536,890 (100.00)
H20	353,646,681 (4.65)	1,323,089,876 (17.42)	2,874,898,711 (37.84)	118,371,000 (1.56)	2,927,371,251 (38.53)	7,597,377,519 (100.00)
H21	335,989,894 (3.87)	1,262,302,959 (14.53)	4,032,796,714 (46.43)	113,380,000 (1.31)	2,942,008,399 (33.87)	8,686,477,966 (100.00)
H22	314,480,100 (4.22)	1,326,110,917 (17.81)	2,216,449,756 (29.76)	96,052,000 (1.29)	3,493,812,017 (46.92)	7,446,904,790 (100.00)
H23	324,456,487 (5.58)	1,048,614,557 (18.05)	1,909,111,711 (32.86)	94,379,000 (1.62)	2,433,991,201 (41.89)	5,810,552,956 (100.00)
計	10,535,971,638 (4.83)	29,537,754,634 (13.55)	105,837,164,282 (48.56)	9,528,527,250 (4.37)	62,519,076,731 (28.69)	217,952,176,535 (100.00)

年度別決算表（支出）【平成 24 年度以降】(単位:円)

年度	収益的支出	営業費用	営業外費用	特別損失	予備費	資本的支出	建設改良費	流域下水道建設費負担金	その他（公債費・投資有価証券）
		(構成比%)	(構成比%)	(構成比%)	(構成比%)		(構成比%)	(構成比%)	(構成比%)
H24	4,399,863,698	3,374,178,444	1,022,332,965	3,352,289	0	4,174,978,140	2,150,017,172	97,396,000	1,927,564,968
		(76.69)	(23.24)	(0.08)	(0.00)		(51.50)	(2.33)	(46.17)
H25	4,202,253,963	3,203,137,433	981,534,263	17,582,267	0	3,719,171,269	1,622,530,556	103,728,000	1,992,912,713
		(76.22)	(23.36)	(0.42)	(0.00)		(43.63)	(2.79)	(53.58)
H26	5,038,430,557	4,062,831,108	942,421,457	33,177,992	0	3,843,263,939	1,717,720,803	67,175,000	2,058,368,136
		(80.64)	(18.70)	(0.66)	(0.00)		(44.69)	(1.75)	(53.56)
H27	5,059,346,319	4,177,302,613	880,202,371	1,841,335	0	3,650,177,211	1,451,715,037	59,159,000	2,139,303,174
		(82.57)	(17.40)	(0.03)	(0.00)		(39.77)	(1.62)	(58.61)
H28	5,033,032,243	4,266,888,449	763,623,580	2,520,214	0	4,653,596,731	2,425,130,060	63,778,000	2,164,688,671
		(84.78)	(15.17)	(0.05)	(0.00)		(52.11)	(1.37)	(48.52)
H29	5,806,377,192	4,351,882,605	746,005,489	708,489,098	0	3,887,516,530	1,574,901,336	69,353,000	2,243,262,194
		(74.95)	(12.85)	(12.20)	(0.00)		(40.51)	(1.78)	(57.71)
H30	5,113,293,483	4,398,139,362	710,136,125	5,017,996	0	3,731,597,580	1,315,859,197	88,503,000	2,327,235,383
		(86.01)	(13.89)	(0.10)	(0.00)		(35.26)	(2.37)	(62.37)
R 元	5,138,994,222	4,518,841,022	618,971,222	1,181,978	0	3,880,803,990	1,344,096,816	81,762,000	2,454,945,174
		(87.93)	(12.05)	(0.02)	(0.00)		(34.63)	(2.11)	(63.26)
R2	5,074,056,632	4,450,616,616	622,597,296	842,720	0	3,500,129,192	913,124,482	92,344,000	2,494,660,710
		(87.71)	(12.27)	(0.02)	(0.00)		(26.09)	(2.64)	(71.27)
R3	5,106,431,302	4,524,666,008	581,139,567	625,727	0	3,204,257,719	657,622,970	85,718,000	2,460,916,749
		(88.61)	(11.38)	(0.01)	(0.00)		(20.52)	(2.68)	(76.80)
R4	5,356,465,336	4,909,560,728	446,897,133	7,475	0	3,938,993,011	1,454,210,665	64,346,000	2,420,436,346
		(91.66)	(8.34)	(0.00)	(0.00)		(36.92)	(1.63)	(61.45)
R5	5,147,976,159	4,737,984,790	409,758,954	232,415	0	4,145,715,668	1,782,161,616	100,828,000	2,262,726,052
		(92.04)	(7.96)	(0.00)	(0.00)		(42.99)	(2.43)	(54.58)
R6	5,171,365,668	4,790,727,090	380,484,552	154,026	0	3,826,910,625	1,540,781,900	109,004,000	2,177,124,725
		(92.64)	(7.36)	(0.00)	(0.00)		(40.26)	(2.85)	(56.89)
R7	5,130,468,398	4,779,537,727	350,697,930	232,741	0	4,027,202,208	1,881,424,510	97,755,000	2,048,022,698
		(93.16)	(6.84)	(0.00)	(0.00)		(46.72)	(2.43)	(50.85)

3　下水道事業建設事業費等の推移

【昭和 38 年度から平成 23 年度】(単位:円)

年度	総事業費	建設事業費				公債費		維持管理費
		国庫補助対象事業費	単独事業費	流域下水道建設費負担金	小計	元金	利子	
S38	14,598,884	14,598,884	0	0	14,598,884	0	0	0
S39	38,810,691	30,000,000	8,563,370	0	38,563,370	0	247,321	0
S40	84,850,465	72,843,301	11,100,244	0	83,943,545	90,682	815,538	700
S41	94,423,923	70,615,434	17,630,089	0	88,245,523	278,036	2,490,364	3,410,000
S42	144,699,349	75,944,943	60,142,390	0	136,087,333	822,358	4,517,081	3,272,577
S43	208,586,752	124,219,533	67,995,184	0	192,214,717	1,678,643	7,014,563	7,678,829
S44	283,291,911	162,500,000	98,942,649	0	261,442,649	2,757,804	10,690,972	8,400,486
S45	386,298,357	187,500,000	126,747,709	36,564,000	350,811,709	3,485,469	15,613,195	16,387,984
S46	585,277,025	262,500,000	163,444,394	109,155,000	535,099,394	4,234,083	22,687,050	23,256,498
S47	669,331,929	237,500,000	184,083,836	176,943,000	598,526,836	9,365,619	37,655,824	23,783,650
S48	740,685,015	317,500,000	195,259,872	117,827,000	630,586,872	10,497,597	58,352,902	41,247,644
S49	753,801,588	245,000,000	255,584,338	132,643,000	633,227,338	12,022,538	80,612,592	27,939,120
S50	834,141,405	280,000,000	269,526,802	135,744,000	685,270,802	18,274,135	102,706,414	27,890,054
S51	934,936,373	335,000,000	283,500,996	132,297,000	750,797,996	23,692,157	127,435,568	33,010,652
S52	1,331,688,875	440,000,000	436,009,602	187,933,000	1,063,942,602	26,490,454	156,318,897	84,936,922
S53	1,725,582,451	525,000,000	597,301,380	181,296,000	1,303,597,380	34,901,818	187,961,899	199,121,354
S54	2,022,948,979	550,000,000	736,916,117	193,405,000	1,480,321,117	44,877,837	225,806,418	271,943,607
S55	2,680,108,407	752,000,000	979,475,703	221,700,000	1,953,175,703	55,426,395	280,944,670	390,561,639
S56	3,062,726,295	985,000,000	1,068,782,925	194,829,000	2,248,611,925	68,254,994	337,662,231	408,197,145
S57	3,397,872,920	1,225,000,000	1,015,692,546	158,797,000	2,399,489,546	87,331,099	415,157,500	495,894,775
S58	(3,232,015,312) 3,037,015,312	937,200,000	895,633,235	0 136,098,000	1,968,931,235	103,533,395	490,851,374	473,699,308
S59	(3,447,814,264) 3,252,814,264	940,000,000	950,563,475	0 126,503,000	2,017,066,475	122,694,555	554,861,618	558,191,616
S60	4,154,133,389	1,453,000,000	1,123,323,668	180,563,000	2,756,886,668	141,076,933	612,203,268	643,966,520
S61	4,388,204,862	1,162,000,000	1,605,914,356	197,304,000	2,965,218,356	160,718,515	663,269,320	598,998,671
S62	5,123,393,186	1,422,000,000	1,977,009,223	233,352,000	3,632,361,223	182,733,328	713,404,741	594,893,894
S63	5,027,939,687	1,376,000,000	1,784,836,560	236,442,000	3,397,278,560	206,843,965	777,192,716	646,624,446
H元	5,374,678,754	1,028,420,000	2,190,095,048	127,481,000	3,345,996,048	230,675,858	836,286,395	961,720,453
H2	5,836,522,944	1,158,580,000	2,316,152,646	116,215,000	3,590,947,646	253,486,465	911,097,143	1,080,991,690
H3	6,537,349,741	1,405,400,000	2,724,111,515	113,449,000	4,242,960,515	281,765,038	982,607,326	1,030,016,862
H4	8,182,795,572	2,170,000,000	3,481,274,296	131,972,000	5,783,246,296	320,625,044	1,063,627,776	1,015,296,456
H5	10,122,110,951	2,158,606,000	3,983,193,786	224,961,000	6,366,760,786	1,156,382,500	1,156,914,740	1,442,052,925
H6	10,130,719,712	2,312,394,000	4,188,828,433	89,974,000	6,591,196,433	1,040,338,962	1,261,542,090	1,237,642,227
H7	8,819,249,201	1,654,000,000	3,722,632,927	199,917,000	5,576,549,927	466,882,154	1,370,760,678	1,405,056,442
H8	8,772,737,891	2,016,000,000	2,918,774,029	235,658,000	5,170,432,029	507,686,012	1,444,828,129	1,649,791,721
H9	8,707,764,880	1,785,000,000	2,725,292,801	295,286,000	4,805,578,801	630,165,651	1,482,046,939	1,789,973,489
H10	7,962,603,122	1,411,000,000	2,357,703,302	336,854,000	4,105,557,302	722,048,303	1,499,731,587	1,635,265,930
H11	7,599,874,004	1,384,000,000	2,155,737,087	258,508,000	3,798,245,087	835,630,037	1,502,707,460	1,463,291,420
H12	7,448,873,907	1,128,000,000	2,124,082,804	275,767,000	3,527,849,804	1,029,295,466	1,499,383,904	1,392,344,733
H13	6,831,008,415	833,165,750	1,647,907,183	248,948,000	2,730,020,933	1,146,310,303	1,474,025,340	1,480,651,839
H14	6,274,197,293	776,834,250	1,130,072,700	218,777,000	2,125,683,950	1,311,891,805	1,448,014,455	1,388,607,083

年度	総事業費	建設事業費				公債費		維持管理費
		国庫補助対象事業費	単独事業費	流域下水道建設費負担金	小計	元金	利子	
H15	6,483,348,942	1,005,000,000	900,933,198	165,953,000	2,071,886,198	1,458,156,674	1,388,433,247	1,564,872,823
H16	6,685,571,411	873,600,000	973,639,497	142,435,000	1,989,674,497	1,731,121,594	1,338,943,701	1,625,831,619
H17	6,369,621,010	364,400,000	1,132,779,740	143,561,000	1,640,740,740	1,775,196,933	1,278,016,885	1,675,666,452
H18	6,642,136,370	342,840,000	1,274,913,986	121,342,000	1,739,095,986	1,985,288,812	1,213,937,664	1,703,813,908
H19	8,261,536,890	1,668,850,000	1,239,391,546	120,831,000	3,029,072,546	2,309,411,482	1,168,072,866	1,754,979,996
H20	7,597,377,519	1,560,940,950	1,313,957,761	118,371,000	2,993,269,711	1,819,918,531	1,107,452,720	1,676,736,557
H21	8,686,477,966	2,603,305,250	1,429,491,464	113,380,000	4,146,176,714	1,862,684,853	1,079,323,546	1,598,292,853
H22	6,923,552,476	910,778,000	1,305,671,756	96,052,000	2,312,501,756	1,904,730,014	1,065,729,689	1,640,591,017
H23	5,810,552,956	1,025,360,750	883,750,961	94,379,000	2,003,490,711	1,587,179,542	846,811,659	1,373,071,044
計	217,038,824,221	45,759,397,045	63,034,369,129	7,079,466,000	115,873,232,174	27,688,954,442	34,306,769,975	39,169,867,630

※1　S44 年度流域下水道負担金は一般会計にて支出

※2　S58・S59 年度総事業費は、両年度それぞれ受託事業分 195,000 千円ずつを控除

【平成 24 年度（公営企業会計導入）以降】(単位:円)

年度	総事業費	建設改良費				企業債		維持管理費	その他（減価償却費・消費税等）
		国庫補助対象事業費	単独事業費	流域下水道建設費負担金	小計	元金	利子		
H24	8,574,841,838	1,238,866,850	911,150,322	97,396,000	2,247,413,172	1,927,564,968	987,855,965	1,617,584,838	1,794,422,895
H25	7,921,425,232	791,989,640	830,540,916	103,728,000	1,726,258,556	1,992,912,713	937,205,463	1,473,817,729	1,791,230,771
H26	8,881,694,496	355,311,588	1,362,409,215	67,175,000	1,784,895,803	2,058,368,136	880,575,657	1,569,378,980	2,588,475,920
H27	8,709,523,530	516,155,194	935,559,843	59,159,000	1,510,874,037	2,139,303,174	820,569,471	1,720,247,882	2,518,528,966
H28	9,686,628,974	1,099,183,188	1,325,946,872	63,778,000	2,488,908,060	2,164,688,671	754,077,180	1,826,016,433	2,452,938,630
H29	9,693,893,722	457,476,168	1,117,425,168	69,353,000	1,644,254,336	2,243,262,194	692,938,189	1,727,005,312	3,386,433,691
H30	8,844,891,063	366,165,484	949,693,713	88,503,000	1,404,362,197	2,327,235,383	628,741,725	1,756,885,946	2,727,665,812
R 元	9,019,798,212	438,015,532	906,081,284	81,762,000	1,425,858,816	2,354,945,174	567,066,522	1,878,730,562	2,793,197,138
R2	8,574,185,824	219,560,468	693,564,014	92,344,000	1,005,468,482	2,394,751,710	505,539,196	1,825,083,009	2,843,343,427
R3	8,310,689,021	128,000,000	529,622,970	85,718,000	743,340,970	2,360,916,749	449,951,067	1,925,729,181	2,830,751,054
R4	9,295,458,347	526,348,000	927,862,665	64,346,000	1,518,556,665	2,320,436,346	400,046,133	2,322,940,135	2,733,479,068
R5	9,293,691,827	671,410,000	1,110,751,616	100,828,000	1,882,989,616	2,262,726,052	366,810,154	2,154,426,759	2,626,739,246
R6	8,998,276,293	164,555,108	1,376,226,792	109,004,000	1,649,785,900	2,177,124,725	343,257,652	2,224,737,803	2,603,370,213
R7	9,157,670,606	404,543,632	1,476,880,878	97,755,000	1,979,179,510	1,948,022,698	330,438,930	2,230,096,889	2,669,932,579

4　ポンプ場設備状況

		下町屋ポンプ場	今宿ポンプ場
ポンプ場の概要			
位置		茅ヶ崎市下町屋三丁目	茅ヶ崎市今宿字中河原
敷地面積（ａ）		19.4	17.2
上屋		鉄筋コンクリート造り	鉄筋コンクリート造り
事業年度		帰属物件として昭和 56 年より市が管理 平成 18 年～22 年度にて改築	平成 3 年～平成 27 年 4 月耐震補強竣工
事業費		24.5 億	約 29 億
計画水量（m^3／分）		374	1,492
計画集水面積（ｈａ）		61.09	289.09
流入管渠		□2,800×1,800mm	□3,100×3,100 mm　□2,500×2,500 mm
放流管渠		□2,800×1,800mm	□3,000×2,000 mm×3 連
ポンプ（認可計画）		φ500 mm×45 ㎥/分×1 台 φ1,000 mm×165 ㎥/分×2 台	φ1,200 mm×162 ㎥/分×1 台 φ1,800 mm×439 ㎥/分×1 台 φ1,800 mm×446 ㎥/分×2 台
ポンプ（既設）		φ500 mm×45 ㎥/分×1 台 φ1,000mm×165 ㎥/分×2 台	φ1,200 mm×170 ㎥/分×1 台 φ1,800 mm×440 ㎥/分×1 台 φ1,800 mm×446 ㎥/分×1 台
設備概要			
流入ゲート			鋳鉄製　呑口 3.0m（W）×3.0（H）×3 門
バイパスゲート			鋳鉄製　呑口 1.5m（W）×2.0（H）×1 門
放流ゲート		鋼板製　呑口 1.2m（W）×1.2（H）×1 門	鋳鉄製　呑口 3.0m（W）×2.0（H）×3 門
沈砂池設備	除塵装置	スクリーン目幅　50 mm	連続式自動除塵機 4 基 レーキ幅 2.25m　スクリーン目幅　80 mm
	し渣輸送装置		トラフ式コンベア幅　600 mm　1 基
	搬出装置		ギャードトロリ型電動ホイスト 10t 吊り　1 基
揚水設備	モータ駆動		立軸斜流ポンプ　1 台　φ1,200 mm　237rpm 揚程：4.8m　190kw 170m^3／分
	エンジン駆動	立軸斜流ポンプ　φ500 mm　442rpm 揚程 3.7m　45m^3／分 立軸斜流ポンプ　φ1000 mm 182rpm 揚程 3.3m　165m^3／分×2 = 330m^3／分 ディーゼルエンジン 1 台　50kw　1,800rpm ディーゼルエンジン 2 台　140kw　1,800rpm	立軸斜流ポンプ 1 台　φ1,800 mm　139rpm 揚程 5.0m　440m^3／分 ディーゼルエンジン 1 台　710ps　1,000rpm 立軸斜流ポンプ 1 台　φ1,800 mm　166rpm 揚程 5.0m　446m^3／分 ディーゼルエンジン 1 台　681ps　1,000rpm
自家用発電装置		ディーゼル発電機 100KVA　200V	ディーゼル発電機　500KVA　6600V　600ps
換気装置			換気ファン
電気設備		引込盤　受電盤　主変圧器盤　動力主幹盤 照明盤　直流電源盤　コントロールセンタ 補助継電器盤	引込盤　受電盤　自家発電切換変圧器盤 コンデンサ盤　雨水ポンプ盤　変圧器盤 動力照明主幹盤　直流電源盤　無停電電源盤 コントロールセンタ　補助継電器盤　1 式
計測・監視設備		内水位用水位計（クサリ吊下型） 外水位用水位計（クサリ吊下型）	今宿ポンプ場監視操作盤　計装盤 ポンプ井水位計　1 式
ポンプ補機		燃料移送ポンプ	床排水ポンプ　冷却水ポンプ　燃料移送ポンプ　1 式
水槽			冷却水槽　1 槽
調整池			
保守用設備			天井走行クレーン　8t・15t・32t 吊り各 1 基

		中島ポンプ場	浜之郷ポンプ場（計画）
ポンプ場の概要			
位置		茅ヶ崎市中島字下河原	茅ヶ崎市浜之郷字登象向
敷地面積（a）		13	16.9
上屋		鉄筋コンクリート造り	鉄筋コンクリート造り
事業年度		県より移管後、平成5年～7年に増設	
事業費		5億	
計画水量（m^3／分）		339	411
計画集水面積（ｈａ）		51.75	66.37
流入管渠		□2,200×2,200mm	□2,100×2,100mm
放流管渠		□1,100×1,100mm×2連	□2,100×2,100mm
ポンプ（認可計画）		φ500㎜×25㎥/分×2台 φ700㎜×49㎥/分×2台 φ800㎜×97㎥/分×2台	φ600㎜×50㎥/分×1台 φ800㎜×91㎥/分×4台
ポンプ（既設）		φ250㎜×7.5㎥/分×2台 φ400㎜×15㎥/分×1台 φ700㎜×49㎥/分×1台	
設備概要			
流入ゲート			
バイパスゲート			
放流ゲート			
沈砂池設備	除塵装置	連続式自動除塵機2基 レーキ幅3.5m(W)×4.5m(H)　スクリーン目幅40㎜	
	し渣輸送装置	水平トラフ形ベルトコンベア　1基 600㎜（W）×10.0m	
	搬出装置		
揚水設備	モータ駆動	水中ポンプφ250㎜2台　7.5m^3／分×2＝15m^3／分 φ400㎜1台　15m^3／分　22kw　φ700㎜1台 49m^3／分　75kw	
	エンジン駆動		
自家用発電装置		ガスタービン発動機1,000KVA　6,600V　1,520ps	
換気装置			
電気設備		引込盤　受電盤　主変圧器盤　動力主幹盤 照明盤　直流電源盤　コントロールセンタ 補助継電器盤	
計測・監視設備		内水位用水位計（クサリ吊下型） 外水位用水位計（クサリ吊下型）	
ポンプ補機		燃料移送ポンプ	
水槽			
調整池			
保守用設備		主ポンプ吊り上げ用チェーンブロック7.5t吊り1基 コンテナ電気チェーンブロック2t吊り1基	

柳島ポンプ場	古相模橋ポンプ場
茅ヶ崎市柳島字浜前	茅ヶ崎市下町屋一丁目
43.5	3
鉄筋コンクリート造り	
昭和 46 年～49 年 平成 13 年～平成 16 年（増設）	平成 23 年～平成 24 年
約 26.5 億（内増設：約 23 億円）	1.7 億円
1,174	167.2
203.76	23.03
□4,500×3,000mm	○1,500mm
□4,500×4,500mm　□3,000×2,600mm　2 連 □4,500×2,600mm　2 連	□1,400×1,400mm
φ3,000 mm×196 ㎥/分×3 台 φ1,500 mm×294 ㎥/分×2 台	φ800 mm×85 ㎥/分×2 台 φ150 mm×3 ㎥/分×1 台
φ3,000 mm×196 ㎥/分×3 台 φ1,500 mm×294 ㎥/分×2 台	φ800 mm×80.13 ㎥/分×2 台 φ150 mm×2.70 ㎥/分×1 台
電動鋼板製 1.8(W) ×2.5（H）×3 門 電動鋳鉄製 2.6(W) ×2.5（H）×2 門	
間欠式自動除塵機 3 基　3.5（W）×4（H）スクリーン目幅 75 mm 間欠式自動除塵機 2 基　4.5（W）×4（H）スクリーン目幅 75 mm	スクリーン目幅　40 mm
トラフ型ベルトコンベア 750 mm（W）×16.7m×1 台、750 mm（W）×12.7m×1 基	
電動チェーンブロック 4.8ｔ吊り　1 基	
	水中渦巻斜流ポンプ　2 台 φ800 mm 揚程：8.7m 185kw 80.13m³／分 ﾉﾝｸﾛｯｸﾞ型水中汚水ポンプ　1 台　φ150 mm 揚程：12.4m　11kw 2.70m³／分
立軸斜流ポンプ 2 台φ1,500 mm 180rpm　揚程 5.2m　294m³/分=588m³ ガスタービン 331kw 水中斜流ポンプ 2 台φ150 mm　揚程 10m　2.7m³/分×2=5.4 m³/分 スクリューポンプ 3 台　φ3,000 mm 27rpm　揚程 5.7m　196m³／分×3＝588m³／分 ディーゼルエンジン 335kw　1,500rpm	
ディーゼル発電機　250KVA　200V　362PS	
換気ファン	
引込盤　受電盤　200Ｖ動力変圧器盤　電源切換盤　コンデンサ盤 動力分岐盤　照明主幹盤　無停電電源装置	引込盤　受電盤　変圧器盤　No.1 ポンプ盤 No.2 ポンプ盤　低圧動力盤
中央監視操作流入井水位計（フロート式） ITV 装置 今宿ポンプ場遠方監視・制御	計装・テレメータ盤　水位計（投込式・フロート式 2 個）
冷却水ポンプ 2 台　燃料移送ポンプ 4 台 空気圧縮機 2 台	
冷却水槽 1 槽	
天井クレーン 7.5t 吊り 1 基 天井クレーン 20t 吊り 1 基	

5　整備状況

(1) 汚水

ア　面整備率

年度	令和６年度末	令和７度末
行政面積	3,576.00 ha	3,576.00 ha
全体計画面積	3,123.39 ha	3,123.39 ha
（流域関連）	3,085.99 ha	3,085.99 ha
（単独）	37.40 ha	37.40 ha
事業計画面積【A】	2,280.93 ha	2,280.93 ha
（流域関連）	2,243.53 ha	2,243.53 ha
（単独）	37.40 ha	37.40 ha
市街化区域面積	2,221.39 ha	2,221.39 ha
（流域関連）	2,183.99 ha	2,183.99 ha
（単独）	37.40 ha	37.40 ha
処理区域面積【B】	2,239.97 ha	2,240.42 ha
（流域関連）	2,202.57 ha	2,203.02 ha
（単独）	37.40 ha	37.40 ha
面整備率【B/A】	98.20 %	98.22 %
（流域関連）	98.17 %	98.19 %
（単独）	100.00 %	100.00 %
整備面積（単年度）	0.22 ha	0.45 ha
整備延長（単年度）	167.68 m	240.24 m

(2) 雨水

ア　幹線整備率

排水区名	事業計画延長 (m)	令和６年度末	令和７年度末			
		単年度施工延長 (m)	単年度施工延長 (m)	施工済み延長 (m)	未整備延長 (m)	幹線整備率 (%)
赤羽根	2,030			2,030	0.00	100.0
菱沼	2,610			2,610	0.00	100.0
鶴が台	1,170			1,170	0.00	100.0
円蔵	90			90	0.00	100.0
飯島	280			280	0.00	100.0
千ノ川	550			463	87	84.2
下町屋	20			20	0.00	100.0
千ノ川直接	140			140	0.00	100.0

排水区名	事業計画延長（m）	令和６年度末	令和７年度末			
		単年度施工延長（m）	単年度施工延長（m）	施工済み延長（m）	未整備延長（m）	幹線整備率（%）
香川北第一	1,240			1,240	0	100.0
香川南	1,170			1,170	0	100.0
西久保	2,080			2,080	0	100.0
浜之郷	1,080			1,080	0	100.0
今宿	1,140			1,140	0	100.0
萩園第一	630			630	0	100.0
萩園第二	2,080			2,080	0	100.0
中島	100			100	0	100.0
松尾川	2,760			2,760	0	100.0
浜竹	2,870			2,870	0	100.0
合計	21,940	0.00	0.00	21,853	87	99.6

※相模川流域関連茅ヶ崎公共下水道事業計画書　第１表、第３表に準じる

イ　面整備率

年度	令和６年度末	令和７年度末
行政面積	3,576.00 ha	3,576.00 ha
全体計画面積	3,110.13 ha	3,110.13 ha
（流域関連）	3,072.73 ha	3,072.73 ha
（単独）	37.40 ha	37.40 ha
事業計画面積【A】	2,278.81 ha	2,278.78 ha
（流域関連）	2,241.41 ha	2,241.38 ha
（単独）	37.40 ha	37.40 ha
市街化区域面積	2,221.39 ha	2,221.36 ha
（流域関連）	2,183.99 ha	2,183.96 ha
（単独）	37.40 ha	37.40 ha
排水区域面積【B】	1,223.19 ha	1,227.51 ha
（流域関連）	1,185.79 ha	1,190.11 ha
（単独）	37.40 ha	37.40 ha
面整備率【B/A】	53.68 %	53.87 %
（流域関連）	52.90 %	53.10 %
（単独）	100.00 %	100.00 %
整備面積（単年度）	0.13 ha	4.32 ha
整備延長（単年度）	93.29 m	763.04 m

Ⅵ　受益者負担金・分担金

受益者負担金制度は、公共下水道が整備された土地の所有者の方に事業費の一部を負担していただき、公共下水道をさらに整備していこうという制度です。

この制度は、都市計画法第 75 条の規定に基づいて各市が条例を制定しており、茅ヶ崎市では昭和 38 年の事業着手以来受益者負担金を納めていただき事業を実施しています。

公共下水道事業分担金制度は、事業認可区域外の区域に存する土地のうち、公共下水道に汚水を排除することができるようになった土地の所有者の方に、地方自治法第 224 条の規定に基づいて各市が条例を制定しており、茅ヶ崎市では昭和 62 年以降分担金を納めていただき事業を実施しています。

1　負担金総括

年度	ア 賦課対象面積 (㎡)	イ 猶予地積 (㎡)	イ÷ア 割合 (%)	ウ 減免地積 (㎡)	ウ÷ア 割合 (%)
S38	－	－	－	－	－
S39	255,020	20,760	8.14	16,662	6.53
S40	233,081	38,669	16.59	42,966	18.43
S41	246,839	48,616	19.70	－	－
S42	386,533	73,285	18.96	4,078	1.06
S43	312,283	34,186	10.95	－	－
S44	290,553	16,201	5.58	4,333	1.49
S45	517,328	10,217	1.97	5,616	1.09
S46	392,311	1,373	0.35	87,151	22.21
S47	509,061	42,238	8.30	22,021	4.33
S48	255,775	227,639	89.00	14,708	5.75
S49	307,961	36,635	11.90	5,338	1.73
S50	281,131	13,413	4.77	2,000	0.71
S51	350,546	21,489	6.13	24,749	7.06
S52	156,339	6,168	3.95	2,448	1.57
S53	446,063	1,620	0.36	795	0.18
S54	135,056	20,196	14.95	48,053	35.58
S55	233,636	10,104	4.32	8,708	3.73
S56	1,609	－	－	－	－
S57	557,242	4,063	0.73	15,035	2.70
S58	220,705	2,850	1.29	27,136	12.30
S59	1,017,175	155,457	15.28	352,541	34.66
S60	468,774	27,120	5.79	154,259	32.91
S61	506,300	49,434	9.76	27,474	5.43
S62	539,700	49,122	9.10	24,508	4.54
S63	600,800	138,192	23.00	140,041	23.31
H 元	558,100	91,330	16.36	143,083	25.64
H2	577,700	89,772	15.54	170,118	29.45
H3	602,000	169,221	28.11	142,316	23.64

年度	ア 賦課対象面積 (㎡)	イ 猶予地積 (㎡)	イ÷ア 割合 (%)	ウ 減免地積 (㎡)	ウ÷ア 割合 (%)
H4	620,642	170,323	27.44	142,136	22.90
H5	455,844	55,839	12.25	5,946	1.30
H6	396,954	76,190	19.19	5,249	1.32
H7	416,630	80,007	19.20	27,168	6.52
H8	318,515	79,112	24.84	10,596	3.33
H9	228,487	46,086	20.17	12,678	5.55
H10	330,297	58,736	17.78	10,651	3.22
H11	316,380	41,859	13.23	37,062	11.71
H12	273,844	26,710	9.75	22,777	8.32
H13	333,501	32,575	9.77	7,459	2.24
H14	131,120	22,044	16.81	228	0.17
H15	100,307	5,597	5.58	2,180	2.17
H16	61,153	5,336	8.73	1,276	2.09
H17	36,767	2,451	6.67	9,425	25.63
H18	50,148	8,170	16.29	－	－
H19	42,728	10,034	23.48	2,766	6.47
H20	27,487	11,189	40.71	131	0.48
H21	27,481	5,764	20.97	2,594	9.44
H22	39,965	13,947	34.90	－	－
H23	15,120	281	1.86	－	－
H24	9,372	－	－	－	－
H25	13,737	5,544	40.36	－	－
H26	17,339	196	1.13	－	－
H27	10,771	916	8.50	－	－
H28	8,433	－	－	－	－
H29	10,498	4,198	39.99	－	－
H30	7,401	－	－	－	－
R元	3,459	－	－	－	－
R2	2,946	－	－	－	－
R3	94,329	－	－	－	－
R4	4,214	－	－	－	－
R5	4,510	－	－	－	－
R6	2,195	－	－	－	－
R7	3,621	－	－	－	－
計	15,375,816	2,162,474	14.06	1,786,459	11.61

※平成 10 年度 3 次補正分を、排水面積は平成 10 年度分、賦課面積は平成 11 年度分に合算しているため、平成 11 年度排水面積が賦課対象面積より小さくなっている

2　受益者負担金負担率の推移

排水区名 （年月日）	排除方式	負担率	単　位 負担金額	算出基礎 （事業費/地積×負担率）	事業の内容
東海岸排水区 (S.39.4.6)	合流式	1/4	60.51 円/㎡	511,915 千円 /211.5ha ×1/4	主要幹線費を除いた管渠建設事業費
中海岸排水区 (S.43.9.6)	〃	〃	84.7 円/㎡	595,550 千円 /175.7ha ×1/4	〃
松が丘排水区 (S.47.4.1)	〃	1/5	105 円/㎡	689,671 千円 /127.52ha ×1/5	〃
浜須賀排水区 (S.47.4.1)	〃	〃	〃	642,766 千円 /118.09ha ×1/5	〃
浜竹排水区 (S.47.4.1)	分流式	〃	〃	849,205 千円 /157.25ha ×1/5	負担金制定後分流式に変更
柳島排水区 (S.48.5.24)	〃	〃	60 円/㎡	412,100 千円 /135.32ha ×1/5	雨水管渠費を除いた管渠建設事業費
南湖排水区 (S.53.4.1)	〃	〃	171 円/㎡	872,009 千円 /101.73ha ×1/5	〃
浜竹(変更)排水区 (S.55.9.1)	〃	〃	193 円/㎡	1,518,390 千円/157.25ha ×1/5	〃
第 65・65-1 新田・萩園排水区 (S.59.3.6)	〃	〃	290 円/㎡	2,474,067 千円/149.0ha× 1 /5	〃
第 65 下町屋・円蔵・飯排水区(S.59.3.6)	〃	〃	〃	4,355,384 千円/264.23ha×1/5	〃
第 66・67 今宿・中島排水区 (S.59.3.6)	〃	〃	〃	1,623,709 千円/91.29ha×1/5	〃
全認可区域 (S.60.3.30)	〃	定額制	〃	汚水に係る末端管渠整備費の一部	
全認可区域 (S.63.3.30)	〃	〃	370 円/㎡	〃	
全認可区域 (H.4.4.1)	〃	〃	430 円/㎡	〃	
全認可区域 (H.8.4.1)	〃	〃	450 円/㎡	〃	

3　調定区分

年度	現年	納付義務者	滞納繰越	納付義務者	計	
					調定額	納付義務者
	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)
S39	5,549,298	154	0	0	5,549,298	154
S40	9,806,016	354	532,020	16	10,338,036	370
S41	13,182,087	594	1,020,652	44	14,202,739	638
S42	19,888,648	926	1,636,766	88	21,525,414	1,014
S43	11,969,704	590	1,970,975	107	13,940,679	697
S44	19,032,530	853	1,330,815	99	20,363,345	952
S45	36,399,049	1,988	1,444,202	90	37,843,251	2,078
S46	33,934,501	2,001	2,662,811	148	36,597,312	2,149
S47	23,638,463	1,228	2,187,695	130	25,826,158	1,358
S48	21,992,258	936	1,806,937	86	23,799,195	1,022
S49	25,233,274	1,261	1,165,217	70	26,398,491	1,331
S50	30,528,174	1,432	1,604,182	79	32,132,356	1,511
S51	35,247,319	1,886	771,251	59	36,018,570	1,945
S52	36,446,493	2,064	907,382	89	37,353,875	2,153
S53	35,452,368	1,657	701,185	100	36,153,553	1,757
S54	25,706,377	1,682	1,414,097	130	27,120,474	1,812
S55	31,803,149	1,508	1,609,757	124	33,412,906	1,632
S56	17,610,343	747	1,511,150	118	19,121,493	865
S57	19,191,045	692	1,080,182	80	20,271,227	772
S58	27,427,559	655	893,286	62	28,320,845	717
S59	97,930,230	2,222	864,849	57	98,795,079	2,279
S60	135,844,139	2,184	3,183,520	131	139,027,659	2,315
S61	162,322,425	2,263	4,075,191	193	166,397,616	2,456
S62	158,846,902	2,207	5,820,914	282	164,667,816	2,489
S63	184,115,225	2,680	4,766,103	209	188,881,328	2,889
H元	191,984,946	3,322	4,281,686	192	196,266,632	3,514
H2	180,437,800	4,602	4,415,495	158	184,853,295	4,760
H3	181,956,087	3,387	5,654,066	175	187,610,153	3,562
H4	171,271,971	2,931	5,546,333	178	176,818,304	3,109
H5	189,442,269	2,875	7,872,991	194	197,315,260	3,069
H6	192,834,219	2,908	11,976,311	255	204,810,530	3,163
H7	150,250,385	2,540	8,815,462	249	159,065,847	2,789
H8	150,527,872	2,218	9,229,291	271	159,757,163	2,489
H9	113,346,222	1,582	10,881,771	285	124,227,993	1,867
H10	118,622,559	1,868	10,706,513	267	129,329,072	2,135
H11	141,023,454	2,022	11,598,943	291	152,622,397	2,313
H12	145,753,925	2,340	11,665,860	299	157,419,785	2,639
H13	137,162,951	2,428	14,999,698	343	152,162,649	2,771
H14	81,235,841	1,771	15,932,863	377	97,168,704	2,148
H15	63,639,688	1,184	17,945,788	404	81,585,476	1,588
H16	53,040,813	614	19,698,335	437	72,739,148	1,051
H17	37,897,214	440	15,681,773	334	53,578,987	774
H18	44,621,032	425	11,747,719	226	56,368,751	651
H19	27,129,615	358	8,788,838	183	35,918,453	541
H20	33,375,481	402	6,034,200	116	39,409,681	518

年度	現年 （円）	納付義務者 （人）	滞納繰越 （円）	納付義務者 （人）	計	
					調定額 （円）	納付義務者 （人）
H21	23,113,980	257	4,443,285	83	27,557,265	340
H22	23,719,936	312	3,899,697	68	27,619,633	380
H23	19,202,987	211	3,079,196	64	22,282,183	275
H24	13,664,809	191	2,958,033	59	16,622,842	250
H25	11,492,637	114	2,306,549	51	13,799,186	165
H26	13,353,520	140	1,926,387	44	15,279,907	184
H27	14,763,884	156	1,131,245	31	15,895,129	187
H28	14,520,326	144	1,365,495	28	15,885,821	172
H29	10,152,783	72	354,168	25	10,506,951	97
H30	10,992,208	69	302,967	23	11,295,175	92
R 元	7,479,801	48	365,924	10	7,845,725	58
R2	7,754,360	31	83,300	6	7,837,660	37
R3	7,757,348	58	55,000	4	7,812,348	62
R4	7,779,232	28	43,617	2	7,822,849	30
R5	10,021,250	47	33,200	1	10,054,450	48
R6	13,559,032	46	66,400	2	13,625,432	48
R7	7,389,637	36	0	0	7,389,637	36
計	3,841,369,650	76,941				

※平成 24 年 4 月 1 日から地方公営企業法の財務規定等を適用して企業会計へ移行しているが、移行前の財務規定等を適用した数値としているため、実際の決算額と異なる数値となっている

4　決算額

(1) 受益者負担金決算額一覧表（S39～H9）

年度	調定額（円）	収入済額（円）	収入率（%）	未収入額（円）	納付義務者（人）
S39	5,549,298	5,017,278	90.41	532,020	154
S40	10,338,036	9,317,384	90.13	1,020,652	370
S41	14,202,739	12,565,973	88.48	1,636,766	638
S42	21,525,414	19,554,439	90.84	1,970,975	1,014
S43	13,940,679	12,575,144	90.20	1,365,535	697
S44	20,363,345	18,861,763	92.63	1,501,582	952
S45	37,843,251	35,156,502	92.90	2,686,749	2,078
S46	36,597,312	34,263,708	93.62	2,333,604	2,149
S47	25,826,158	23,884,179	92.48	1,941,979	1,358
S48	23,799,195	22,457,305	94.36	1,341,890	1,022
S49	26,398,491	24,765,922	93.82	1,632,569	1,331
S50	32,132,356	30,802,497	95.86	1,329,859	1,511
S51	36,018,570	35,034,079	97.27	984,491	1,945
S52	37,353,875	36,117,661	96.69	1,236,214	2,153
S53	36,153,553	34,394,605	95.13	1,758,948	1,757
S54	27,120,474	25,445,899	93.83	1,674,575	1,812
S55	33,412,906	31,818,872	95.23	1,594,034	1,632
S56	19,121,493	17,909,885	93.66	1,211,608	865
S57	20,271,227	19,124,385	94.34	1,146,842	772
S58	28,320,845	27,425,678	96.84	895,167	717
S59	98,795,079	95,592,688	96.76	3,202,391	2,279
S60	139,027,659	134,920,361	97.05	4,107,298	2,315
S61	166,397,616	160,569,102	96.50	5,828,514	2,456
S62	164,667,816	159,862,173	97.08	4,805,643	2,489
S63	188,881,328	183,962,755	97.40	4,918,573	2,889
H元	196,266,632	191,244,697	97.44	5,021,935	3,514
H2	184,853,295	179,182,139	96.93	5,671,156	4,760
H3	187,610,153	181,339,946	96.66	6,270,207	3,562
H4	176,818,304	168,496,599	95.29	8,321,705	3,109
H5	197,315,260	184,483,930	93.50	12,831,330	3,069
H6	204,810,530	194,973,101	95.20	9,837,429	3,163
H7	159,065,847	149,171,512	93.78	9,894,335	2,789
H8	159,757,163	147,552,305	92.36	12,204,858	2,489
H9	124,227,993	112,660,479	90.69	11,567,514	1,867
計		2,720,504,945			65,677

(2) 受益者負担金決算額一覧表 (H10～R7)

年度	調定額(円) (現年) (過年)	件数(件) (現年) (過年)	収入済額(円) (現年) (過年)	不納欠損(円)	収入未済額(円) (現年) (過年)	徴収率(%) (現年) (過年)
H10	129,329,072	2,135	116,722,725	1,007,404	11,598,943	90.25
	118,622,559	1,868	115,564,397		3,058,162	97.42
	10,706,513	267	1,158,328	1,007,404	8,540,781	10.82
H11	152,622,397	2,313	140,088,865	867,672	11,665,860	91.79
	141,023,454	2,022	137,862,577		3,160,877	97.76
	11,598,943	291	2,226,288	867,672	8,504,983	19.19
H12	157,419,785	2,639	140,577,825	1,992,262	14,849,698	89.30
	145,753,925	2,340	139,442,865		6,311,060	95.67
	11,665,860	299	1,134,960	1,992,262	8,538,638	9.73
H13	152,162,649	2,771	133,739,251	2,490,535	15,932,863	87.89
	137,162,951	2,428	132,112,379		5,050,572	96.32
	14,999,698	343	1,626,872	2,490,535	10,882,291	10.85
H14	97,168,704	2,148	77,325,651	1,720,062	18,122,991	79.58
	81,235,841	1,771	75,355,364		5,880,477	92.76
	15,932,863	377	1,970,287	1,720,062	12,242,514	12.37
H15	81,585,476	1,588	59,768,560	1,626,082	20,190,834	73.26
	63,639,688	1,184	59,155,208		4,484,480	92.95
	17,945,788	404	613,352	1,626,082	15,706,354	3.42
H16	72,739,148	1,051	53,566,166	1,874,580	17,298,402	73.64
	53,040,813	614	50,827,908		2,212,905	95.83
	19,698,335	437	2,738,258	1,874,580	15,085,497	13.90
H17	53,578,987	774	40,407,372	1,407,736	11,763,879	75.42
	37,897,214	440	36,785,828		1,111,386	97.07
	15,681,773	334	3,621,544	1,407,736	10,652,493	23.09
H18	56,368,751	651	45,013,022	2,567,391	8,788,338	79.85
	44,621,032	425	43,584,127		1,036,905	97.68
	11,747,719	226	1,428,895	2,567,391	7,751,433	12.16
H19	35,918,453	541	27,107,882	2,676,521	6,134,050	75.47
	27,129,615	358	26,602,465		527,150	98.06
	8,788,838	183	505,417	2,676,521	5,606,900	5.75
H20	39,409,681	518	32,857,821	2,108,575	4,443,285	83.37
	33,375,481	402	32,770,448		605,033	98.19
	6,034,200	116	87,373	2,108,575	3,838,252	1.45
H21	27,557,265	340	22,347,430	1,310,138	3,899,697	81.09
	23,113,980	257	22,031,180		1,082,800	95.32
	4,443,285	83	316,250	1,310,138	2,816,897	7.12
H22	27,619,633	380	23,327,655	1,212,782	3,079,196	84.46
	23,719,936	312	23,014,855		705,081	97.03
	3,899,697	68	312,800	1,212,782	2,374,115	8.02
H23	22,282,183	275	18,949,003	776,332	2,556,848	85.04
	19,202,987	211	18,709,309		493,678	97.43
	3,079,196	64	239,694	776,332	2,063,170	7.78
H24	16,622,842	250	13,886,559	270,400	2,465,883	83.54
	13,664,809	191	13,394,409		270,400	98.02
	2,958,033	59	492,150	270,400	2,195,483	16.64

年度	調定額(円) (現年) (過年)	件数(件) (現年) (過年)	収入済額(円) (現年) (過年)	不納欠損(円)	収入未済額(円) (現年) (過年)	徴収率(%) (現年) (過年)
H25	13,799,186	165	11,417,985	414,683	1,965,518	82.74
	11,492,637	114	11,299,485		193,152	98.32
	2,306,549	51	118,500	414,683	1,773,366	5.14
H26	15,279,907	184	13,525,062	623,600	1,131,245	88.52
	13,353,520	140	13,224,784		128,736	99.04
	1,926,387	44	300,278	623,600	1,002,509	15.59
H27	15,895,129	187	14,208,747	320,887	1,365,495	89.39
	14,763,884	156	13,905,985		857,899	94.19
	1,131,245	31	302,762	320,887	507,596	26.76
H28	15,885,821	172	15,486,953	44,700	354,168	97.49
	14,520,326	144	14,409,026		111,300	99.23
	1,365,495	28	1,077,927	44,700	242,868	78.94
H29	10,506,951	97	10,134,584	69,400	302,967	96.46
	10,152,783	72	10,100,383		52,400	99.48
	354,168	25	34,201	69,400	250,567	9.66
H30	11,295,175	92	10,894,579	34,672	365,924	96.45
	10,992,208	69	10,729,858		262,350	97.61
	302,967	23	164,721	34,672	103,574	54.37
R元	7,845,725	58	7,759,351	18,074	68,300	98.90
	7,479,801	48	7,479,801		0	100
	365,924	10	279,550	18,074	68,300	76.40
R2	7,837,660	37	7,754,360	28,300	15,000	98.93
	7,769,360	31	7,754,360		15,000	99.81
	68,300	6	0	28,300	40,000	0
R3	7,812,348	62	7,662,581	40,000	15,000	98.08
	7,757,348	58	7,647,581		109,767	98.58
	55,000	4	15,000	40,000	40,000	27.27
R4	7,822,849	30	7,789,649	0	33,200	99.57
	7,779,232	28	7,746,032	0	33,200	99.57
	43,617	2	43,617	0	0	100
R5	10,054,450	48	10,021,250	0	33,200	99.66
	10,021,250	47	10,021,250	0	0	100
	33,200	1	0	0	33,200	0
R6	13,625,432	48	13,625,432	0	0	100
	13,559,032	46	13,559,032	0	0	100
	66,400	2	66,400	0	0	100
R7	7,389,637	36	7,389,637	0	0	100
	7,389,637	36	7,389,637	0	0	100
	0	0	0	0	0	100
計			1,083,355,957	25,502,788		

※平成24年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用して企業会計へ移行しているが、移行前の財務規定等を適用した数値としているため、実際の決算額と異なる数値となっている

5　年度別徴収猶予

年度	猶予対象面積	猶予額	猶予数	決定理由					
	(㎡)	(円)	(件)	農地	山林	荒廃	袋地	係争	他
S39	20,760	879,240	11	10	0	1	0	0	0
S40	38,669	1,637,690	34	24	8	2	0	0	0
S41	48,616	2,074,042	44	33	9	2	0	0	0
S42	73,285	3,105,438	61	47	8	2	4	0	0
S43	34,186	1,447,958	21	14	3	0	4	0	0
S44	16,201	949,452	23	14	6	3	0	0	0
S45	10,217	605,734	14	9	4	0	1	0	0
S46	1,373	81,403	3	2	0	0	1	0	0
S47	42,238	2,207,090	19	7	12	0	0	0	0
S48	227,639	11,626,135	35	17	7	0	11	0	0
S49	36,635	128,550	25	14	0	0	10	0	1
S50	13,413	754,096	14	9	4	0	0	0	1
S51	21,489	1,272,020	21	8	6	1	3	3	0
S52	6,168	358,159	9	3	2	0	1	2	1
S53	1,620	96,154	3	1	0	0	2	0	0
S54	20,196	798,150	12	7	0	0	5	0	0
S55	10,104	1,185,533	15	3	2	0	3	1	6
S56	0	0	0	0	0	0	0	0	0
S57	4,063	649,338	6	0	1	0	0	1	4
S58	2,850	197,618	3	2	0	0	1	0	0
S59	155,457	38,953,952	135	116	4	0	15	0	0
S60	27,120	7,863,690	40	31	0	0	7	0	2
S61	49,434	14,335,928	46	40	0	0	1	1	4
S62	49,122	14,245,382	51	40	3	0	1	7	0
S63	138,192	51,131,040	105	92	2	0	10	0	1
H元	91,330	33,792,100	94	82	2	0	10	0	0
H2	89,772	33,466,599	94	76	6	0	5	4	3
H3	169,221	55,845,621	70	60	1	1	5	1	2
H4	170,323	58,080,096	73	61	1	1	6	2	2
H5	55,839	24,011,159	64	54	2	0	2	2	4
H6	76,190	32,761,702	69	48	2	0	5	3	11
H7	80,007	34,314,953	81	69	4	0	3	1	4
H8	79,112	35,518,775	80	62	0	0	6	1	11
H9	46,086	20,881,948	45	41	1	0	0	0	3
H10	58,736	26,456,345	48	39	1	0	0	1	7
H11	41,859	18,836,408	54	47	4	0	1	1	1
H12	26,710	12,019,666	25	23	0	0	0	1	1
H13	32,575	14,659,154	37	35	0	0	0	1	1
H14	22,044	9,919,999	22	19	1	0	1	1	0
H15	5,597	2,518,659	11	11	0	0	0	0	0
H16	5,336	2,401,137	8	6	0	0	1	1	0
H17	2,451	1,025,665	4	2	0	0	0	1	1
H18	8,170	3,605,735	9	8	0	0	0	0	1
H19	10,034	4,515,372	12	12	0	0	0	0	0
H20	11,189	5,034,997	16	12	0	0	0	1	3

年度	猶予対象面積 (㎡)	猶予額 (円)	猶予数 (件)	決定理由					
				農地	山林	荒廃	袋地	係争	他
H21	5,764	2,593,800	13	12	0	0	1	0	0
H22	13,947	6,482,710	12	9	0	0	0	1	2
H23	281	126,450	1	1	0	0	0	0	0
H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H25	5,544	2,494,800	10	10	0	0	0	0	0
H26	196	88,218	2	2	0	0	0	0	0
H27	916	412,285	5	5	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	4,198	1,889,100	5	4	0	0	0	0	1
H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R元	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,162,474	600,337,245	1,714	1,353	106	13	126	38	78

6　年度別徴収猶予取消

年度	取消対象面積（㎡）	取消額（円）	取消数（件）	取　消　理　由
S41	1,981	83,882	5	宅地化されたため
S42	3,317	140,393	8	〃
S43	3,554	150,514	13	〃
S44	3,314	136,935	8	〃
S45	6,860	262,692	12	〃
S46	4,488	206,875	21	〃
S47	4,471	201,699	15	〃
S48	18,387	836,457	33	〃
S49	8,485	356,180	14	〃
S50	49,838	2,368,159	70	〃
S51	34,970	1,548,014	40	〃
S52	28,791	1,270,590	41	〃
S53	7,754	320,038	5	〃
S54	19,598	857,492	23	〃
S55	14,645	616,299	28	〃
S56	24,587	782,152	34	〃
S57	7,150	339,116	14	〃
S58	9,687	490,438	13	〃
S59	9,996	1,100,441	11	〃
S60	13,424	1,591,469	18	〃
S61	20,452	1,519,460	32	〃
S62	7,381	1,083,350	4	〃
S63	7,569	800,185	15	〃
H元	14,195	3,691,495	12	〃
H2	16,123	3,531,791	26	〃
H3	34,215	4,999,040	31	〃
H4	37,386	10,945,688	37	〃
H5	36,389	9,649,313	23	〃
H6	101,861	25,084,625	19	〃
H7	12,787	3,743,511	14	〃
H8	14,715	4,230,322	20	〃
H9	33,206	11,002,159	54	〃
H10	17,107	5,740,102	34	〃
H11	22,111	7,213,547	33	〃
H12	21,773	6,992,597	38	〃
H13	3,843	1,669,519	6	〃
H14	880	263,292	7	〃
H15	18,806	6,640,477	26	〃
H16	52,412	19,105,875	65	〃
H17	36,712	10,227,420	68	〃
H18	23,044	10,074,139	33	〃
H19	24,515	9,009,386	42	〃
H20	15,817	5,851,634	24	〃
H21	27,684	8,538,483	36	〃
H22	22,386	7,574,352	32	〃
H23	26,174	9,386,624	40	〃

年度	取消対象面積（㎡）	取消額（円）	取消数（件）	取　消　理　由
H24	14,866	5,604,618	24	〃
H25	15,127	5,283,481	20	〃
H26	16,681	6,496,619	18	〃
H27	28,991	10,290,806	61	〃
H28	27,454	10,230,777	39	〃
H29	17,497	6,178,867	26	〃
H30	23,813	7,698,115	30	〃
R元	13,769	5,668,252	23	〃
R2	19,387	6,135,823	18	〃
R3	17,832	5,346,293	34	〃
R4	14,856	5,659,902	19	〃
R5	24,394	9,318,346	37	〃
R6	31,860	13,485,409	45	〃
R7	19,247	6,931,287	30	〃
計	1,210,614	306,556,816	1,621	

7　分担金総括

年度	賦課対象面積(㎡)	納付義務者(人)	収入済額（円）	対象町名
S62	9,888.24	29	2,867,580	萩園、西久保、中島
S63	237.66	1	68,920	中島
H元	0	0	0	
H2	0	0	0	
H3	1,546.12	4	572,061	香川、赤羽根
H4	2,573.08	16	1,106,418	浜之郷
H5	1,018.68	6	438,032	浜之郷、中島
H6	2,586.45	10	1,112,170	中島、赤羽根
H7	759.08	2	326,403	萩園、中島
H8	848.80	5	381,960	中島、赤羽根、堤
H9	9,598.53	9	4,319,337	西久保、浜之郷、赤羽根
H10	21,186.05	3	2,561,822	西久保、赤羽根
H11	9,521.51	5	3,394,804	萩園、西久保、浜之郷、中島
H12	1,379.63	2	620,833	西久保、下寺尾
H13	0	0	0	
H14	0	0	0	
H15	0	0	0	
H16	14,823.88	6	4,907,302	西久保、中島、甘沼、下寺尾
H17	1,654.17	2	317,812	萩園、浜之郷
H18	188.70	1	84,915	西久保
H19	8,167.48	7	3,020,321	萩園、西久保、柳島、赤羽根、下寺尾
H20	0	0	0	
H21	6,077.46	5	2,734,857	西久保、中島、堤
H22	477.69	2	214,960	萩園、西久保
H23	3,791.57	5	1,706,232	萩園、赤羽根、下寺尾
H24	1,321.02	7	532,536	西久保、中島、下寺尾
H25	1,526.10	7	686,743	西久保、中島、甘沼
H26	12.00	1	5,400	萩園
H27	0	0	0	
H28	0	0	0	
H29	67,733.33	2	6,132,704	萩園、赤羽根
H30	19,843.34	2	3,644,033	西久保、甘沼
R元	1,085.87	2	488,640	萩園
R2	0	0	0	
R3	697.08	2	1,819,253	萩園、赤羽根
R4	810.33	1	364,648	下寺尾
R5	341.10	2	153,494	萩園、赤羽根
R6	301.14	1	135,512	赤羽根
R7	2,534.64	4	736,413	赤羽根、下寺尾
計	192,530.73	151	45,456,115	

※令和 3 年度賦課面積対象地となる萩園地内については、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業地となっており、平成 29 年度にも同対象地での分担金を徴収していることから、賦課面積が重複してしまうため、重複箇所については面積から除外している

Ⅶ　下水道使用料

下水道使用料は、下水管渠や処理場等の維持管理費の一部に充てるため、茅ヶ崎市下水道条例の規定により公共下水道の使用者から徴収しています。

また、平成 15 年 4 月より、神奈川県企業庁に徴収事務を委託し、水道料金と一括納付になりました。

1　1か月当たりの使用料（平成 17 年 4 月 1 日施行）

汚水の種類	基本額		超過額	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額（1 立方メートルにつき）
一般汚水	8 立方メートル以下の分	616 円	8 立方メートルを超え 20 立方メートル以下の分	91 円
			20 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分	131 円
			50 立方メートルを超え 100 立方メートル以下の分	151 円
			100 立方メートルを超え 300 立方メートル以下の分	163 円
			300 立方メートルを超え 1,000 立方メートル以下の分	202 円
			1,000 立方メートルを超え 5,000 立方メートル以下の分	229 円
			5,000 立方メートルを超える分	255 円
浴場汚水	1 立方メートルにつき　5 円			

※1　この表は、1 か月分ごとの汚水排除量により使用料を計算する場合に適用する。2 か月分ごとの汚水排除量により使用料を計算する場合は、一般汚水の項中基本額の欄の汚水排除量の数値及び金額並びに超過額の欄の汚水排除量の数値をそれぞれ 2 倍したものを適用する

※2　「一般汚水」とは，浴場汚水以外の汚水をいう

※3　「浴場汚水」とは、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条の規定に基づき神奈川県知事が入浴料金の価格の統制額を指定した公衆浴場から排除される汚水をいう

2　決算額

(1) 決算額一覧表 (S39～H9)

年度	調定額（円）	件数（件）	現年度分（円）	件数（件）	滞納繰越分（円）	件数（件）	収入済額　（円）		率(%)	未収入額（円）	率（%）
S39	650	11	650	11	0	0	650		100.00	0	0.00
S40	56,598	134	56,598	134	0	0	55,608		98.25	990	1.75
S41	815,975	563	814,985	559	990	4	487,495		59.74	328,480	40.26
S42	1,509,415	972	1,182,735	951	326,680	21	1,173,340		77.73	336,075	22.27
S43	1,861,440	1,430	1,528,365	1,394	333,075	36	1,206,645		64.82	654,795	35.18
S44	2,540,720	1,875	1,889,255	1,831	651,465	44	2,505,510		98.61	35,210	1.39
S45	2,433,460	2,605	2,398,880	2,542	34,580	63	2,361,315		97.04	72,145	2.96
S46	3,001,550	3,411	2,929,405	3,263	72,145	148	2,897,845		96.54	103,705	3.46
S47	3,862,668	4,397	3,781,713	4,268	80,955	129	3,482,743		90.16	379,925	9.84
S48	4,902,316	4,901	4,529,451	4,815	372,865	86	4,799,925		97.91	102,391	2.09
S49	6,224,526	6,690	6,128,525	6,558	96,001	132	5,957,334		95.71	267,192	4.29
S50	7,983,787	7,339	7,767,980	7,120	215,807	219	7,937,016		99.41	46,771	0.59
S51	9,464,582	8,026	9,423,216	7,963	41,366	63	8,920,488		94.25	544,094	5.75
S52	11,290,168	10,654	10,764,139	10,567	526,029	87	10,120,966		89.64	1,169,202	10.36
S53	97,115,398	15,692	95,984,625	15,504	1,130,773	188	94,007,701		96.80	3,107,697	3.20
							92,902,878	現年	96.79	3,081,747	3.21
							1,104,823	滞納	97.71	25,950	2.29
S54	176,269,094	18,454	173,290,362	17,946	2,978,732	508	161,173,322		91.44	15,095,772	8.56
							159,929,902	現年	92.29	13,360,460	7.71
							1,243,420	滞納	41.74	1,735,312	58.26
S55	221,465,466	21,604	207,654,435	20,735	13,811,031	869	199,192,121		89.94	22,273,345	10.06
							195,526,440	現年	94.16	12,127,995	5.84
							3,665,681	滞納	26.54	10,145,350	73.46
S56	244,498,854	23,266	222,589,459	22,356	21,909,395	910	210,515,584		86.10	33,983,270	13.90
							208,434,219	現年	93.64	14,155,240	6.36
							2,081,365	滞納	9.50	19,828,030	90.50
S57	407,272,065	23,455	374,106,615	23,460	33,165,450	1,995	349,174,375		85.73	58,097,690	14.27
							345,200,425	現年	92.27	28,906,190	7.73
							3,973,950	滞納	11.98	29,191,500	88.02
S58	449,666,145	26,205	392,482,245	24,334	57,183,900	1,871	391,798,910		87.13	57,867,235	12.87
							366,634,590	現年	93.41	25,847,655	6.59
							25,164,320	滞納	44.01	32,019,580	55.99
S59	487,816,540	28,331	430,110,770	26,507	57,705,770	1,824	414,008,399		84.87	73,808,141	15.13
							400,813,149	現年	93.19	29,297,621	6.81
							13,195,250	滞納	22.87	44,510,520	77.13

年度	調定額（円）	件数（件）	現年度分（円）	件数（件）	滞納繰越分（円）	件数（件）	収入済額 （円）		率(%)	未収入額（円）	率（%）
S60	707,880,246	30,158	634,271,485	27,898	73,608,761	2,260		632,517,895	89.35	75,362,351	10.65
							現年	592,652,195	93.44	41,619,290	6.56
							滞納	39,865,700	54.16	33,743,061	45.84
S61	728,402,256	32,619	653,525,310	29,514	74,876,946	3,105		639,765,925	87.83	88,636,331	12.17
							現年	622,656,990	95.28	30,868,320	4.72
							滞納	17,108,935	22.85	57,768,011	77.15
S62	869,800,091	37,837	782,237,610	33,767	87,562,481	4,070		785,782,975	90.34	84,017,116	9.66
							現年	752,029,010	96.14	30,208,600	3.86
							滞納	33,753,965	38.55	53,808,516	61.45
S63	936,408,221	40,797	854,832,890	36,339	81,575,331	4,458		851,472,340	90.93	84,935,881	9.07
							現年	822,626,485	96.23	32,206,405	3.77
							滞納	28,845,855	35.36	52,729,476	64.64
H元	1,001,638,670	44,919	920,098,344	39,753	81,540,326	5,166		917,097,219	91.56	84,541,451	8.44
							現年	890,586,404	96.79	29,511,940	3.21
							滞納	26,510,815	32.51	55,029,511	67.49
H2	1,157,430,381	47,843	1,077,413,464	42,155	80,016,917	5,688		1,060,850,284	91.66	96,580,097	8.34
							現年	1,041,973,865	96.71	35,439,599	3.29
							滞納	18,876,419	23.59	61,140,498	76.41
H3	1,297,689,403	50,904	1,209,046,007	44,345	88,643,396	6,559		1,194,727,926	92.07	102,961,477	7.93
							現年	1,171,045,516	96.86	38,000,491	3.14
							滞納	23,682,410	26.72	64,960,986	73.28
H4	1,551,216,116	56,216	1,456,851,090	49,224	94,365,026	6,992		1,427,841,411	92.05	123,374,705	7.95
							現年	1,407,992,940	96.65	48,858,150	3.35
							滞納	19,848,471	21.03	74,516,555	78.97
H5	1,579,746,019	60,866	1,465,392,300	52,474	114,353,719	8,392		1,430,278,880	90.54	149,467,139	9.46
							現年	1,407,600,730	96.06	57,791,570	3.94
							滞納	22,678,150	19.83	91,675,569	80.17
H6	1,631,452,796	62,937	1,494,002,390	52,981	137,450,406	9,956		1,460,931,779	89.55	170,521,017	10.45
							現年	1,434,554,050	96.02	59,448,340	3.98
							滞納	26,377,729	19.19	111,072,677	80.81
H7	1,742,374,373	68,498	1,583,130,120	57,273	159,244,253	11,225		1,552,304,731	89.09	190,069,642	10.91
							現年	1,520,967,720	96.07	62,162,400	3.93
							滞納	31,337,011	19.68	127,907,242	80.32
H8	1,933,082,578	73,043	1,758,478,870	60,321	174,603,708	12,722		1,726,162,130	89.30	206,920,448	10.70
							現年	1,689,544,580	96.08	68,934,290	3.92
							滞納	36,617,550	20.97	137,986,158	79.03
H9	1,977,050,253	76,527	1,790,384,680	63,299	186,665,573	13,228		1,751,763,738	88.60	225,286,515	11.40
							現年	1,717,365,744	95.92	73,018,936	4.08
							滞納	34,397,994	18.43	152,267,579	81.57

(2) 決算額一覧表 (H10～H23)

年度		調定額（円）	件数（件）	収入済額（円）	不納欠損額（円）	収入未済額（円）	率(%)
H10		2,080,744,878	79,388	1,826,679,588	21,343,353	232,721,937	87.79
	現年	1,875,265,608	65,806	1,797,041,290		78,224,318	95.83
	滞納	205,479,270	13,582	29,638,298	21,343,353	154,497,619	14.42
H11		2,152,791,888	84,231	1,895,585,060	23,059,197	234,147,631	88.05
	現年	1,944,268,380	68,936	1,863,960,900		80,307,480	95.87
	滞納	208,523,508	15,295	31,624,160	23,059,197	153,840,151	15.17
H12		1,993,850,118	91,640	1,695,631,882	28,969,463	269,248,773	85.04
	現年	1,736,667,070	75,217	1,676,192,520		60,474,550	96.52
	滞納	257,183,048	16,423	19,439,362	28,969,463	208,774,223	7.56
H13		2,653,043,253	473,906	2,324,032,072	29,750,700	299,260,481	87.60
	現年	2,384,071,710	437,249	2,292,537,960		91,533,750	96.16
	滞納	268,971,543	36,657	31,494,112	29,750,700	207,726,731	11.71
H14		2,858,087,851	525,730	2,496,336,383	33,749,495	328,001,973	87.34
	現年	2,559,040,480	454,420	2,461,176,580		97,863,900	96.18
	滞納	299,047,371	71,310	35,159,803	33,749,495	230,138,073	11.76
H15		3,059,987,016	609,946	2,741,839,463	49,371,316	268,776,237	89.60
	現年	2,732,598,363	513,016	2,705,005,493		27,592,870	98.99
	滞納	327,388,653	96,930	36,833,970	49,371,316	241,183,367	11.25
H16		2,836,333,332	561,958	2,572,630,070	35,443,190	228,260,072	90.70
	現年	2,568,038,885	478,289	2,526,089,180		41,949,705	98.37
	滞納	268,294,447	83,669	46,540,890	35,443,190	186,310,367	17.35
H17		3,109,765,131	563,171	2,895,209,929	24,763,580	189,791,622	93.10
	現年	2,881,191,437	487,817	2,830,986,136		50,205,301	98.26
	滞納	228,573,694	75,354	64,223,793	24,763,580	139,586,321	28.10
H18		3,107,462,105	541,859	2,913,528,445	31,207,490	162,726,170	93.76
	現年	2,917,838,994	498,426	2,855,212,019		62,626,975	97.85
	滞納	189,623,111	43,433	58,316,426	31,207,490	100,099,195	30.75
H19		3,062,651,160	540,460	2,899,998,919	33,741,773	128,910,468	94.69
	現年	2,899,943,392	508,138	2,836,488,187		63,455,205	97.81
	滞納	162,707,768	32,322	63,510,732	33,741,773	65,455,263	39.03
H20		2,951,658,669	505,644	2,835,713,477	27,934,129	88,011,063	96.07
	現年	2,822,951,294	502,090	2,773,395,560		49,555,734	98.24
	滞納	128,707,375	3,554	62,317,917	27,934,129	38,455,329	48.42
H21		2,877,554,017	523,438	2,813,760,648	19,976,116	43,817,253	97.78
	現年	2,789,557,996	520,769	2,765,972,173		23,585,823	99.15
	滞納	87,996,021	2,669	47,788,475	19,976,116	20,231,430	54.31

年度	調定額（円）	件数（件）	収入済額（円）	不納欠損額（円）	収入未済額（円）	率（%）
H22	2,892,223,340	530,232	2,817,989,338	12,910,314	61,323,688	97.43
	現年 2,848,411,149	527,527	2,796,231,873		52,179,276	98.17
	滞納 43,812,191	2,705	21,757,465	12,910,314	9,144,412	49.66
H23	2,853,546,566	438,266	2,350,575,752	2,840,565	500,130,249	82.37
	現年 2,792,240,109	435,465	2,300,198,591		492,041,518	82.38
	滞納 61,306,457	2,801	50,377,161	2,840,565	8,088,731	82.17

※1　平成 11 年度までは前年使用水量による賦課

※2　平成 12 年度からは現年使用水量による賦課

（平成 15 年 4 月 1 日から上下水道一括納付）

前年使用水量による賦課…前年一年間の使用水量を基準に賦課額を算出し、4 期に分けて納入

現年使用水量による賦課…検診日毎に賦課（上下水道と同様）

※3　件数は平成 12 年度までは前年使用水量による賦課件数、平成 13 年度からは現年使用水量による賦課件数（賦課件数×期別）を表記。また、平成 21 年度からは収入済件数を表記

(3) 決算額一覧表（H24～）

年度	調定額(円)	件数(件)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	件数(件)	未収金額(円)
H24	2,761,881,350	551,940	2,282,727,261	1,854,396	520	486,174,798
H25	2,748,745,018	559,450	2,242,816,049	1,532,595	456	512,729,457
H26	2,795,592,672	567,358	2,277,335,062	1,906,143	569	525,005,419
H27	2,764,798,775	576,140	2,242,352,057	1,641,562	564	522,446,718
H28	2,774,032,142	583,200	2,782,556,284	1,619,161	500	518,447,135
H29	2,804,420,543	591,188	2,821,053,424	1,504,564	425	501,814,254
H30	2,850,975,386	600,943	2,836,201,299	1,651,871	364	516,588,341
R 元	2,885,125,230	607,415	2,866,123,148	1,227,753	356	535,590,423
R2	2,983,916,704	613,247	2,930,212,520	2,330,633	382	589,294,607
R3	2,980,094,739	622,199	2,988,981,276	1,949,198	374	580,408,070
R4	2,920,913,110	630,811	2,961,386,806	1,802,218	378	539,934,374
R5	2,963,266,654	640,161	3,020,806,451	2,171,460	443	482,394,577
R6	2,910,264,545	646,358	2,880,800,008	1,218,279	421	511,859,114
R7	2,892,908,729	652,014	2,867,819,383	1,091,531	303	536,948,460

※平成 24 年 4 月 1 日から地方公営企業法の財務規定等を適用し企業会計へ移行したため、表記方法を変更

Ⅷ　合併処理浄化槽の補助金について

生活排水による公共用水域の水質汚濁及び生活環境の悪化を防止するため、市街化調整区域のうち、公共下水道事業計画区域外の地域に合併処理浄化槽を設置される方に補助をしています。

1　対象となる合併処理浄化槽

浄化槽法第 2 条第 1 項に規定する浄化槽であって、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 90％以上、放流水質の BOD20 ㎎／ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、国庫補助指針（平成 4 年 10 月 30 日付け厚生省通知衛浄第 34 号）に適合するものであること。

2　対象となる地域

都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域のうち、下水道法第 4 条第 1 項又は同法第 25 条の 11 第 1 項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域外の地域。

3　補助対象者

(1) 汲み取り式の便槽又は浄化槽法の一部を改正する法律に規定する既存単独処理浄化槽からの転換設置に係る浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の受理書の交付を受けた者

(2) 補助対象地域内において専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を居住の用に供する建物に5人槽から10人槽までの合併処理浄化槽を設置する者

(3) 販売の目的で建築物を建築する者以外の者

(4)市税を滞納していない者

(5)茅ヶ崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

4　補助金の額

合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額で、次に定める額を限度とします。

令和 7 年 4 月 1 日現在の補助金額

人槽区分	補助金額
	既設単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換設置
5 人槽	332,000 円
6～7 人槽	414,000 円
8～10 人槽	548,000 円

５　合併処理浄化槽の補助実績

年度	国庫補助金（円）	県費補助金（円）	市費（円）	総事業費（円）	基数
H3	1,287,000	1,287,000	1,287,000	3,861,000	6
H4	2,729,000	2,729,000	2,730,000	8,188,000	8
H5	2,350,000	2,255,000	2,445,000	7,050,000	14
H6	7,137,000	2,773,000	11,501,000	21,411,000	43
H7	7,824,000	3,877,000	11,771,000	23,472,000	44
H8	6,433,000	5,645,000	7,221,000	19,299,000	39
H9	7,309,000	5,732,000	8,888,000	21,929,000	38
H10	7,968,000	7,481,000	8,455,000	23,904,000	58
H11	7,484,000	7,084,000	7,884,000	22,452,000	53
H12	7,460,000	7,460,000	7,460,000	22,380,000	55
H13	7,409,000	6,638,000	8,180,000	22,227,000	56
H14	7,350,000	7,004,000	7,696,000	22,050,000	56
H15	7,346,000	7,346,000	7,346,000	22,038,000	55
H16	7,436,000	7,263,000	7,609,000	22,308,000	57
H17	4,395,000	2,523,000	6,267,000	13,185,000	33
H18	5,375,000	4,993,000	5,685,000	16,053,000	40
H19	6,318,000	6,202,000	6,506,000	19,026,000	51
H20	5,446,000	4,917,000	5,563,000	15,926,000	42
H21	4,645,000	664,000	9,041,000	14,350,000	41
H22	4,372,000	1,066,000	2,637,000	8,075,000	34
H23	1,257,000	718,000	6,841,000	8,816,000	43
H24	3,490,000	580,000	1,471,000	5,541,000	26
H25	2,592,000	332,000	3,141,000	6,065,000	31
H26	0	110,000	222,000	332,000	1
H27	0	221,000	443,000	664,000	2
H28	110,000	110,000	112,000	332,000	1
H29	110,000	110,000	112,000	332,000	1
H30	221,000	138,000	55,000	414,000	1
R元	（※）－	110,000	222,000	332,000	1
R2	0	0	0	0	0
R3	110,000	110,000	112,000	332,000	1
R4	221,000	221,000	222,000	664,000	2
R5	0	0	0	0	0
R6	332,000	332,000	332,000	996,000	3
R7	0	0	0	0	0
全体	126,516,000	98,031,000	149,457,000	374,004,000	936

※国庫補助金は、平成 30 年度受入額の残額を年度間調整として充当

Ⅸ　水洗化について

公共下水道の供用及び処理の開始が公示されますと、下水道法第 11 条の 3（「くみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、下水の処理を開始すべき日から 3 年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならない。」）により水洗化の義務づけがされています。また、建築基準法第 31 条第 1 項においても公共下水道の処理区域内では、水洗便所以外の便所としてはならないことになっています。この水洗化の義務づけは、私権に対する制限の程度が高いので、市町村はくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対して、必要な資金を融資し、改造に関し紛争が生じた場合には、その和解の仲介をするなどの援助に努めなければならないとされています。（法第 11 条の 3 第 5 項、第 6 項）

そこで、本市では水洗化に対して水洗化等資金融資あっせん及び利子補給制度や奨励金制度を設けています。

1　融資あっせん及び利子補給制度

改造資金を必要とする市民に対して、既設の便所を水洗式に改造等を行うために必要な資金の貸付をあっせん、利子相当額の補給金を交付する。

■貸付あっせん額（10 万円以上、100 万円以内、万単位で市長が認定する額）

くみ取り口 1 個につき　…… 30 万円以内

し尿浄化槽 1 基につき　…… 30 万円以内

償還方法　…… 36 か月均等償還

利子補給実績

年度	件数（件）	交付額（円）	年度	件数（件）	交付額（円）
S52	0	0	H26	0	0
S53	164	1,380,276	H27	0	0
S54	280	2,291,403	H28	0	0
S55	460	4,000,556	H30	0	0
S56	550	4,759,146	R元	0	0
S57	436	3,436,130	R2	0	0
S58	316	1,637,060	R3	1	5,043
S59	189	789,331	R4	1	3,120
S60	98	606,248	R5	1	1,102
S61	81	479,298	R6	0	0
S62	74	329,481	R7	0	0
S63	46	243,471	計	2,887	21,008,190
H元	44	250,150			
H2	31	222,377			
H3	31	185,328			
H4	28	171,251			
H5	23	116,685			
H6	15	62,843			
H7	9	23,266			
H8	5	6,803			
H9	1	1,559			
H10	1	46			
H11	0	0			
H12	0	0			
H13	0	0			
H14	0	0			
H15	0	0			
H16	0	0			
H17	0	0			
H18	0	0			
H19	0	0			
H20	0	0			
H21	1	1,842			
H22	0	0			
H23	1	4,375			
H24	0	0			

2　奨励金制度

公共下水道処理区域として告示後 3 年以内に、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽の機能を停止して、それぞれ公共下水道に接続を行う者に対して、奨励金を交付する。

■奨励金交付限度額

くみ取り口 1 個又はし尿浄化槽 1 基につき 2 万円（ただし、所有権に基づく共同住宅でその住宅の管理組合を組織している団体には、所有権に基づく住居 1 戸につき 2 万円とする。）

奨励金実績

金額 / 年度	4,000 円	7,000 円	11,000 円	16,000 円	20,000 円	24,000 円	28,000 円	計 件	交付額 円
S52	54	15	104	76	26	15	15	305	3,981,000
S53	358	213	474	406	100	69	88	1,708	20,753,000
S54	801	389	427	629	130	79	77	2,532	27,340,000
S55	1,740	752	662	738	168	88	76	4,224	38,914,000
S56	368	321	269	276	76	25	26	1,361	13,942,000
S57	122	108	106	100	37	13	15	501	5,482,000
S58	114	87	43	75	20	7	15	361	3,726,000
S59	273	136	81	119	42	20	22	693	6,775,000
S60	147	100	49	63	51	8	29	447	4,859,000
S61	194	123	54	79	31	10	17	508	4,831,000
S62	157	271	39	94	33	14	19	627	5,986,000
S63	199	132	55	109	54	14	16	579	5,933,000
H 元	176	217	37	76	44	16	30	596	5,950,000
H2	74	282	50	60	57	11	22	556	5,800,000
H3	199	362	65	60	74	30	32	822	8,101,000
H4	8	89	35	12	630	7	11	792	14,290,000
H5	－	－	－	－	901	－	－	901	18,020,000
H6	－	－	－	－	751	－	－	751	15,020,000
H7	－	－	－	－	690	－	－	690	13,800,000
H8	－	－	－	－	578	－	－	578	11,560,000
H9	－	－	－	－	539	－	－	539	10,780,000
H10	－	－	－	－	561	－	－	561	11,220,000
H11	－	－	－	－	506	－	－	506	10,120,000
H12	－	－	－	－	434	－	－	434	8,680,000
H13	－	－	－	－	647	－	－	647	12,940,000
H14	－	－	－	－	415	－	－	415	8,300,000
H15	－	－	－	－	304	－	－	304	6,080,000
H16	－	－	－	－	137	－	－	137	2,740,000
H17	－	－	－	－	85	－	－	85	1,700,000
H18	－	－	－	－	132	－	－	132	2,640,000
H19	－	－	－	－	78	－	－	78	1,560,000
H20	－	－	－	－	113	－	－	113	2,260,000
H21	－	－	－	－	67	－	－	67	1,340,000
H22	－	－	－	－	41	－	－	41	820,000

金額 年度	4,000 円	7,000 円	11,000 円	16,000 円	20,000 円	24,000 円	28,000 円	計 件	交付額 円
H23	－	－	－	－	51	－	－	51	1,660,000
H24	－	－	－	－	39	－	－	39	780,000
H25	－	－	－	－	21	－	－	21	460,000
H26	－	－	－	－	41	－	－	41	820,000
H27	－	－	－	－	15	－	－	15	300,000
H28	－	－	－	－	28	－	－	28	560,000
H29	－	－	－	－	19	－	－	19	380,000
H30	－	－	－	－	15	－	－	15	300,000
R 元	－	－	－	－	5	－	－	5	100,000
R2	－	－	－	－	3	－	－	3	60,000
R3	－	－	－	－	5	－	－	5	100,000
R4	－	－	－	－	5	－	－	5	100,000
R5	－	－	－	－	2	－	－	2	40,000
R6	－	－	－	－	0	－	－	0	0
R7	－	－	－	－	1	－	－	1	20,000
計	4,984	3,597	2,550	2,972	8,802	426	510	23,841	321,923,000

※奨励金申請件数を実績件数として表記するため、くみとり口又はし尿浄化槽が複数設置されている場合や共同住宅で所有権に基づく住居数にて交付した年度は、交付額と実績件数が異なる

３　排水設備

下水道は公共下水道と排水設備から成り立っています。公共下水道とは、汚水本管及び公共汚水ます・取付管のことで、その管理は市が行います。また、排水設備とは、家庭や工場等から出る汚水を直接公共下水道へ流すために必要な排水管、排水渠、その他の排水施設で、個人の敷地に個人の費用で設置し管理する部分です。

排水設備の目的、役割は公共下水道と互いに補完し合うものです。したがって、公共下水道が整備されても、各家庭・工場等から排出される汚水が接続されなければ下水道本来の役割を果たすことができません。そこで、公共下水道の供用が開始された場合には、遅滞なく排水設備を設置することが下水道法第10条に、また、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は処理を開始すべき日から3年以内に水洗便所に改造することが法11条の3において義務付けられています。

なお、排水設備工事は市条例により、市で指定した工事店（以下「指定工事店」という）以外では施工できません。指定工事店とは、排水設備等の工事について技能を有すると本市が認めた者（責任技術者）が一名以上専属で在籍し、本市の指定を受けた工事店のことをいいます。

排水設備工事が適切に施工されないと、下水の流れが悪くなったり、排水管が壊れたりして生活環境を損なうなど、排水設備が十分な機能を発揮しないばかりでなく、公共下水道の機能を阻害することにもなりかねません。そのため、指定工事店制度は衛生的で快適な生活環境の維持のために重要な制度の一つです。

指定工事店に排水設備工事を依頼しますと、指定工事店は排水設備新設等確認申請書を市に提出し、内容の審査を受けた後、排水設備工事を行います。工事が完了すると、排水設備完成届を提出しその工事が適切に施工されているか市の職員が検査を行い、合格と認められたときは章標を交付します。交付された章標は門戸等の見やすい場所に掲げるようにしてください。なお、トラブルの原因となりますので、工事費の支払いは必ず検査合格後にされますようお願いいたします。

早期の水洗化へのご協力をよろしくお願いいたします。

X　雨水流出抑制対策事業について

1　雨水貯留タンク設置費補助金

屋根に降った雨水の一部を雨水貯留タンクに一時的に貯留することにより、短時間に河川や水路に大量の雨水が流出することを抑制し、浸水被害の軽減につながります。平成 21 年度より一般家庭等への雨水貯留タンクの設置に補助金を交付していましたが、平成 29 年度末をもって終了となりました。

(1) 補助対象者

雨水貯留タンクを購入し、茅ヶ崎市内に設置した方で市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者

(2) 補助要件

補助対象の雨水貯留タンクは次のすべてを満たすもの

ア　直接雨樋に接続し、耐久性があり、地上に設置できるもの

イ　ふた付きで、雨水以外のものを流入させないもの

ウ　貯留量が 1 基につき 70 リットル以上のもの

(3) 補助金額

雨水貯留タンクの購入・設置に要する費用の 2 分の 1（100 円未満の端数は切り捨て）。ただし、一戸あたり 2 基までで、1 基につき 30,000 円を限度とします。

(4) 補助実績

年度	設置基数（基）	申請数（人）	補助金額（円）	設置金額（円）	貯留量（ℓ）
H21	68	68	1,164,400	2,543,840	10,490
H22	46	42（うち 4 人は 2 基分）	882,900	1,940,946	8,005
H23	53	47（うち 6 人は 2 基分）	872,900	1,927,545	8,054
H24	36	30（うち 6 人は 2 基分）	610,100	1,334,173	7,129
H25	38	34（うち 4 人は 2 基分）	470,400	995,332	4,807
H26	32	30（うち 1 人は 2 基分）	535,300	1,226,113	7,280
H27	42	41（うち 1 人は 2 基分）	612,500	1,553,061	6,015
H28	29	27（うち 2 人は 2 基分）	341,800	708,344	4,785
H29	17	16（うち 1 人は 2 基分）	288,300	702,107	2,661
計	361	335	5,778,600	12,931,461	59,226

2　千ノ川流域雨水貯留タンク作製設置委託

千ノ川流域において雨水貯留タンクの設置を奨励することにより、地元住民が雨水の資源利用に主体的に取り組み水循環の新しいあり方を構築するとともに浸水被害の軽減を図ることを目的としています。この事業は、千ノ川整備事業と一体的に取り組む効果促進事業として、国の社会資本総合整備計画の中で平成 25 年度から 28 年度までの 4 か年継続事業として承認を受けて実施していましたが、 平成 28 年度末をもって終了となりました。

(1) モニター公募対象者

千ノ川流域の住民（年度ごとに対象地区を設定。平成 28 年度は本町第一自治会）で市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者

(2) 作製設置雨水タンク

ア　直接雨樋に接続し、耐久性があり、地上に設置できるもの

イ　ふた付きで、雨水以外のものを流入させないもの

ウ　貯留量が 1 基につき 200 リットルのもの

(3) モニター費用負担

雨水貯留タンクにかかる費用のうち市負担分を控除した後に算出したモニター 1 人あたりの額（その額に 100 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）または 3,000 円のいずれか少ない額

(4) 設置実績

年度	設置基数（基）	総事業費（円）	事業費内訳		
			市費（円）	国庫（円）	設置者負担金（円）
H25	40	920,000	400,000	400,000	120,000
H26	40	920,000	600,000	200,000	120,000
H27	40	920,000	400,000	400,000	120,000
H28	20	460,000	400,000	0	60,000
計	140	3,220,000	1,800,000	1,000,000	420,000

3　遊水機能土地保全補助金

台風等の集中豪雨時における浸水対策の一環として、遊水機能を保有する土地の保全の奨励を図り、市民生活の安定に寄与するため、平成 5 年度より遊水能力を持つ土地（田など）に補助金を交付していましたが、令和４年度末をもって終了となりました。

(1) 対象となる土地

ア　500 平方メートル以上の土地（連たんしている土地の面積の合計が 500 平方メートル以上のものを含む。）で 1,000 平方メートル当たりおおむね 200 立方メートル以上の保水能力を有するもの

イ　アに掲げるもののほか、おおむね 100 立方メートル以上の保水能力を有する土地で浸水被害の防止又は軽減に有効であると市長が認めるもの

(2) 補助対象者

遊水機能を保有する土地（遊水機能を確保するために造成されたものを除く。）の所有者
市税を滞納していない者

(3) 補助金額（1㎡あたり）

平成30年度までは50円、令和元年度・2年度は25円、3年度・4年度は15円

(4) 補助金実績

年度	申請件数	面積（㎡）	金額（円）
平成5年度	4	7,464.0	373,200
平成6年度	7	10,024.3	501,215
平成7年度	21	20,179.3	1,008,965
平成8年度	20	19,080.1	954,003
平成9年度	20	19,080.1	954,003
平成10年度	20	19,080.1	954,003
平成11年度	19	18,018.3	900,915
平成12年度	20	18,537.8	926,890
平成13年度	20	18,537.8	926,890
平成14年度	16	14,109.8	705,490
平成15年度	16	14,109.8	705,490
平成16年度	23	19,301.0	965,050
平成17年度	35	34,507.0	1,725,350
平成18年度	39	40,040.0	2,002,000
平成19年度	35	35,122.35	1,756,117
平成20年度	38	37,984.35	1,899,217
平成21年度	212	363,787.82	18,189,388
平成22年度	223	374,680.62	18,734,028
平成23年度	242	402,280.62	20,114,028
平成24年度	260	415,493.23	20,774,658
平成25年度	273	421,951.117	21,097,550
平成26年度	268	418,574.53	20,928,723
平成27年度	260	412,111.48	20,605,571
平成28年度	263	413,289.51	20,664,472
平成29年度	256	406,539.30	20,326,962
平成30年度	250	399,173.48	19,958,671
令和元年度	247	395,328.48	9,883,208
令和2年度	238	383,406.35	9,585,154
令和3年度	216	355,879.17	5,338,182
令和4年度	199	323,508.14	4,852,617

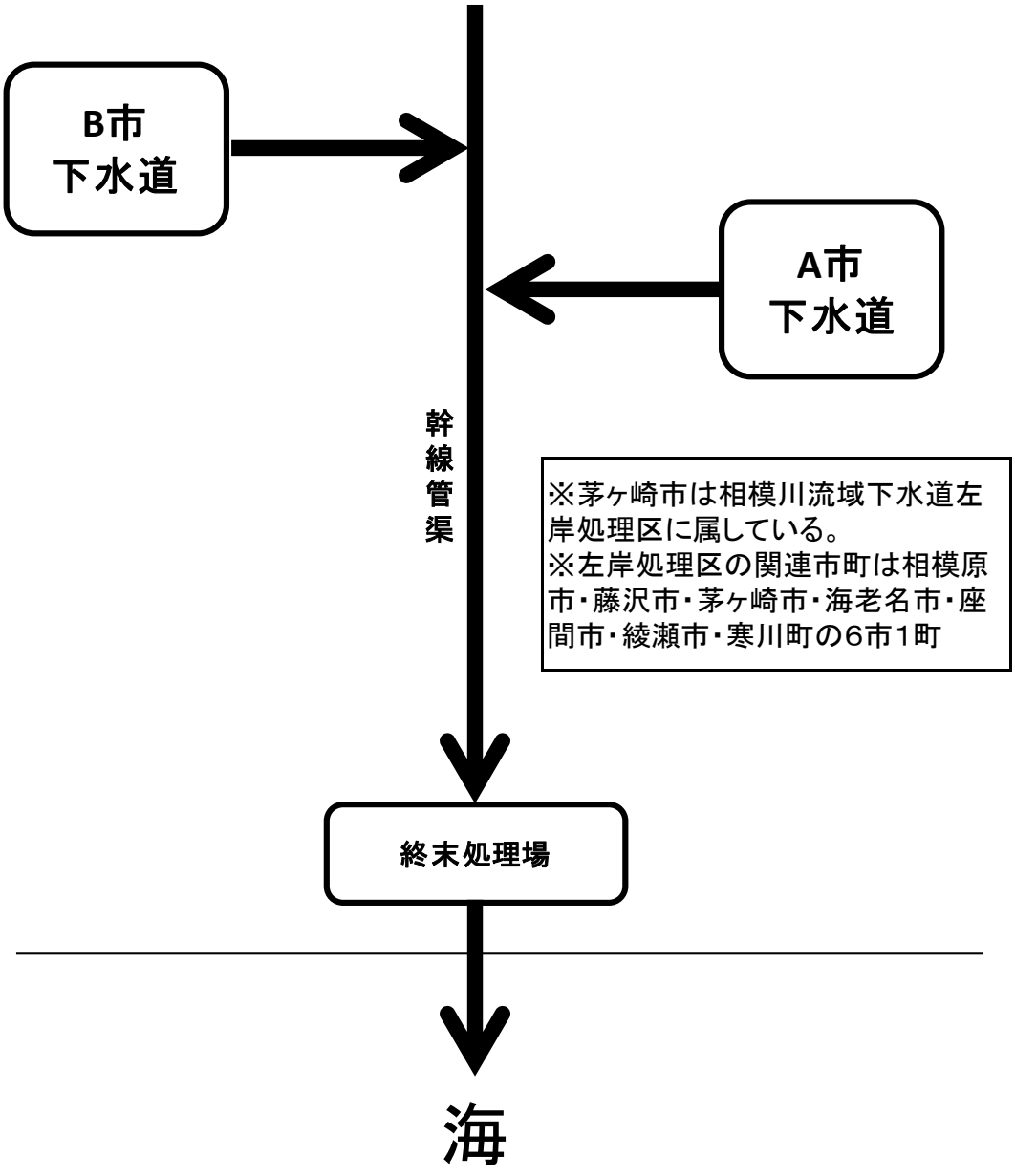
XI　相模川流域下水道

1　流域下水道とは

流域下水道とは、２つ以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場で処理する広域的な下水道です。

2　流域下水道のしくみ

河川の流域内に多数の都市があり、河川の水質汚濁の進行が心配されているような地域においては、従来のような都市単位に下水道を整備するよりも、河川の流域を単位として広域的に整備する事で処理施設を集約でき、建設費・維持管理費・用地費の削減ができると共に安定した処理水準を得ることができます。



3　計画概要

相模川流域下水道は、昭和 44 年から相模川流域内の 9 市 2 町の区域を対象に事業に着手し、昭和 48 年 6 月右岸処理場（四之宮水再生センター）、昭和 52 年 12 月左岸処理場（柳島水再生センター）で各々一部の都市について処理開始しました。現在、流域内の 9 市 3 町で事業実施し、平成 12 年度には全ての市町で処理を開始しました。

処理区	項目	全体計画（ha）	計画人口（人）	日平均汚水量（㎥／日）	排除方式	施設概要	備考
左岸処理区	相模原市	10,169.80	677,000	243,966	一部合流式	1 管渠施設 ○200～5,950mm 91.19km 2 ポンプ場　6 箇所 3 処理場 処理能力 539 千㎥/日最大 処理方式 標準活性汚泥法	都市計画決定 S44.5.20 事業着手 S44 年度
	座間市	1,372.60	120,800	42,276	分流式		
	綾瀬市	640.60	19,700	11,589	分流式		
	海老名市	1,718.70	140,000	58,384	分流式		
	寒川町	923.35	48,300	27,883	分流式		
	藤沢市	601.76	18,900	7,413	分流式		
	茅ヶ崎市	3,085.99	234,300	83,566	一部合流式		
	平塚市	11.40	500	706	分流式		
	小計	18,524.20	1,259,500	475,783			
右岸処理区	愛川町	1,237.82	30,300	23,484	分流式	1 管渠施設 ○700～3,200mm 37.96km （1.27km 改築更新） 2 ポンプ場　2 箇所 3 処理場 処理能力 394 千㎥/日最大 処理方式 標準活性汚泥法＋急速ろ過法	
	厚木市	5,527.09	213,100	108,605	一部合流式		
	伊勢原市	649.82	31,900	16,503	分流式		
	平塚市	3,620.99	234,900	107,851	一部合流式		
	大磯町	638.70	27,100	11,020	分流式		
	小計	11,674.42	537,300	267,463			
合計		30,198.62	1,796,800	743,246			

4　相模川流域下水道事業費内訳

年度	公共事業	県単事業	備品購入費	計	左事業費の負担区分		
					国	県	流域市町
S44	100,000	100,000		200,000	50,000	111,000	39,000
S45	1,388,860	40,000		1,428,860	694,430	372,415	362,015
S46	4,263,000	69,190		4,332,190	2,131,500	1,119,950	1,080,740
S47	6,900,000	61,062		6,961,062	3,450,000	1,759,150	1,751,912
S48	(6,000,000)	(279,600)		(6,279,600)	(3,000,000)	(1,644,500)	(1,635,100)
	4,240,000	219,600		4,459,600	2,120,000	1,173,000	1,166,600
S49	(4,690,000)	(280,000)		(4,970,000)	(3,100,000)	(941,198)	(928,802)
	4,137,000	277,000		4,414,000	2,712,000	857,198	844,802
S50	(7,179,000)	(238,000)		(7,417,000)	(4,780,000)	(1,322,000)	(1,315,000)
	6,829,000	238,000		7,067,000	4,540,000	1,267,000	1,260,000
S51	(6,790,000)	(378,000)		(7,168,000)	(4,600,000)	(1,279,000)	(1,289,000)
	6,724,500	348,240		7,072,740	4,563,000	1,254,870	1,254,870
S52	(10,344,500)	(400,000)		(10,744,500)	(7,055,000)	(1,844,750)	(1,844,750)
	10,344,500	383,690		10,728,190	7,055,000	1,836,595	1,836,595
S53	10,202,000	341,700		10,543,700	6,970,000	1,786,850	1,786,850
S54	(11,579,000)	(420,000)		(11,999,000)	(7,860,000)	(2,079,700)	(2,059,300)
	10,712,600	420,000		11,132,600	7,282,400	1,935,300	1,914,900
S55	(11,284,000)	(550,000)		(11,834,000)	(7,682,000)	(2,101,350)	(2,050,650)
	11,284,000	550,000		11,834,000	7,682,000	2,101,350	2,050,650
S56	9,302,000	990,000		10,292,000	6,289,000	2,074,000	1,929,000
S57	7,309,000	786,500		8,095,500	4,948,000	1,575,250	1,572,250
S58	6,815,000	735,000		7,550,000	4,855,000	1,347,500	1,347,500
S59	6,850,000	580,000		7,430,000	4,925,000	1,252,500	1,252,500
S60	8,161,500	620,000		8,781,500	5,206,000	1,787,750	1,787,750
S61	8,289,400	498,000		8,787,400	4,880,400	1,953,500	1,953,500
S62	9,437,800	322,000		9,759,800	5,138,968	2,310,416	2,310,416
S63	9,720,000	255,000		9,975,000	5,293,000	2,341,000	2,341,000
H元	5,760,000	299,000		6,059,000	3,149,000	1,475,965	1,434,035
H2	7,152,000	412,500		7,564,500	4,014,400	1,820,806	1,729,294
H3	7,371,000	637,000		8,008,000	4,267,400	1,934,220	1,806,380
H4	12,075,000	778,000		12,853,000	6,829,050	3,100,022	2,923,928
H5	16,985,100	1,903,000		18,888,100	8,881,430	5,495,386	4,511,284
H6	9,456,320	1,727,000		11,183,320	4,964,500	3,804,247	2,414,573
H7	16,269,050	1,795,000		18,064,050	9,678,000	5,029,553	3,356,497
H8	14,263,400	1,867,000		16,130,400	8,772,000	4,228,635	3,129,765
H9	15,065,000	1,242,305		16,307,305	8,722,000	3,933,183	3,652,122

（単位：千円）

本市負担分（汚水量比）	左の財源内訳		繰越事業	本市負担分	左の財源内訳	
	一般財源	市債			一般財源	市債
6,318	6,318	0				
36,564	15,564	21,000				
109,155	33,155	76,000				
176,943	43,943	133,000				
(165,145)	(62,545)	(102,600)				
117,827	44,227	73,600	1,820,000	47,318	18,318	29,000
(93,809)	(21,409)	(72,400)				
85,325	19,225	66,100	556,000	8,484	2,184	6,300
(132,815)	(25,815)	(107,000)				
127,260	25,560	101,700	350,000	5,555	255	5,300
(129,179)	(7,379)	(121,800)				
126,742	7,242	119,500	85,260	2,437	137	2,300
(186,320)	(8,220)	(178,100)				
185,496	7,396	178,100	16,310	824	824	0
180,472	10,972	169,500				
(207,989)	(11,489)	(196,500)				
193,405	10,705	182,700	866,400	14,584	784	13,800
(221,700)	(48,400)	(173,300)				
207,116	47,616	159,500				
194,829	42,229	152,600				
158,797	33,797	125,000				
136,098	34,598	101,500				
126,503	41,403	85,100				
180,563	55,763	124,800				
197,304	57,004	140,300				
233,352	42,752	190,600				
236,442	46,642	189,800				
127,481	28,681	98,800				
116,215	28,915	87,300				
113,449	35,349	78,100				
131,972	30,272	101,700				
224,961	25,561	199,400				
89,974	18,874	71,100				
199,917	37,717	162,200				
235,658	67,458	168,200				
295,286	91,786	203,500				

年度	公共事業	県単事業	備品購入費	建設給与費・事務費	計	左事業費の負担区分		
						国	県	流域市町
H10	21,168,975	559,370			21,728,345	12,099,000	5,050,122	4,579,223
H11	15,667,000	282,540			15,949,540	9,396,000	3,398,221	3,155,319
H12	15,576,300	260,880			15,837,180	9,607,000	3,202,836	3,027,344
H13	12,798,000	227,392			13,025,392	8,126,000	2,453,346	2,446,046
H14	11,539,300	203,640			11,742,940	7,349,800	2,134,265	2,258,875
H15	8,467,000	152,900			8,619,900	5,238,000	1,599,611	1,782,289
H16	6,208,770	135,817			6,344,587	3,645,700	1,169,016	1,529,871
H17	5,726,450	106,105			5,832,555	3,190,800	1,178,163	1,463,592
H18	5,315,082	164,015			5,479,097	3,225,320	1,016,705	1,237,072
H19	5,421,894	153,639			5,575,533	3,337,655	1,005,998	1,231,880
H20	5,531,227	86,444			5,617,671	3,499,521	911,573	1,206,577
H21	5,473,088	78,800			5,551,888	3,497,200	903,583	1,151,105
H22	4,113,763	198,642			4,312,405	2,564,900	769,660	977,845
H23	3,890,285	185,490			4,075,775	2,344,789	770,213	960,773
H24	3,726,979	182,478			3,909,457	2,288,879	714,926	905,652
H25	3,964,016	168,777			4,132,793	2,504,940	658,950	968,903
H26	2,610,970	124,152			2,735,122	1,662,335	445,068	627,719
H27	2,105,082	147,342			2,252,424	1,302,010	397,673	552,741
H28	2,429,564	105,576			2,535,140	1,532,271	406,809	596,060
H29	2,682,292	106,310			2,788,602	1,722,408	418,222	647,972
H30	3,520,069	114,574			3,634,643	2,301,538	505,972	827,133
R元	3,205,498	92,224			3,297,722	2,064,471	471,838	761,413
R2	3,963,304	498,919			4,462,223	2,567,160	947,533	947,530
R3	(3,507,292) 2,960,592	(305,328) 305,328	(3,512) 3,512		(3,816,132) 3,269,432	(2,275,199) 1,942,999	(773,646) 666,396	(767,287) 660,037
R4	2,311,106	311,860	5,216		2,628,182	1,446,903	610,783	570,496
R5	3,613,590	376,047	3,931	209,186	4,202,754	2,314,799	1,015,032	872,923
R6	3,293,071	374,924	6,221	334,246	4,008,462	2,004,253	1,062,770	941,439
R7	2,197,420	453,023	5,109	229,429	2,884,981	1,262,625	830,474	791,882
計	416,887,717	24,652,995	23,989	772,861	442,337,562	254,102,754	95,754,369	92,480,439

※1　（　）内は繰越事業費含む金額

※2　平成 11 年度県単事業、合計欄は繰越金 9,024 千円を含む

※3　平成 14 年度県単事業、合計欄は繰越金 86,720 千円を含む　本市負担分にモデル事業 7,921 千円を含む

（単位：千円）

本市負担分（汚水量比）	左の財源内訳		繰越事業	本市負担分	左の財源内訳	
	一般財源	市債			一般財源	市債
336,854	55,954	280,900				
258,508	50,408	208,100				
275,767	3,867	271,900				
248,948	12,448	236,500				
218,777	6,877	211,900				
165,953	1,753	164,200				
142,435	3,535	138,900				
143,561	3,261	140,300				
121,342	4,442	116,900				
120,831	5,331	115,500				
118,371	4,071	114,300				
113,380	3,380	110,000				
96,052	3,552	92,500				
94,614	2,814	91,800				
97,396	4,596	92,800				
103,728	17,228	86,500				
67,164	1,164	66,000				
59,143	2,743	56,400				
63,778	578	63,200				
69,332	1,132	68,200				
88,503	1,903	86,600				
81,472	72	81,400				
92,344	844	91,500				
(85,718)	(1,818)	(83,900)				
74,242	1,742	72,500	546,700	11,476	76	11,400
64,346	2,946	61,400				
100,828	8,828	92,000				
109,004	10,804	98,200				
97,755	16,055	81,700				
8,175,852	1,223,052	6,952,800	4,240,670	90,678	22,578	68,100

XII　都市下水路の整備

都市下水路は、主として市街地内の雨水の排除を目的とする下水道です。

わが国は諸外国に比べ降雨量が多く、更に降雨は梅雨と台風の時期に集中します。そのため市街地の雨水を速やかに排除し、浸水を防止する必要があります。都市下水路は河川とともに市街地雨水を排除するための重要な施設ですが、公共下水道と異なり終末処理場を有しません。

本市の都市下水路事業は平成元年度末までに旧排水路を含め 11 箇所に管渠延長 15,329mの布設を完了しています。またその全路線については公共下水道に転用しています。

1　都市下水路事業費総括

年度	都市下水路費	財源内訳				備考
		国庫補助金	県費補助金	市債	一般財源その他	
S40	54,202,896	5,500,000	4,878,000	3,000,000	40,824,896	浜須賀・小和田・萩園本村・東海岸排水路
S41	42,034,969	9,500,000	1,892,000	17,000,000	13,642,969	浜須賀・中海岸・小和田排水路
S42	43,875,192	11,539,352	2,375,000	7,000,000	22,960,840	〃
S43	33,668,416	5,351,618	4,315,000	3,000,000	21,001,798	浜須賀・小和田排水路
S44	3,835,392	285,180	973,000	0	2,577,212	小和田排水路
S45	10,721,225	3,000,000	0	0	7,721,225	仲町排水路
S46	54,498,071	15,750,000	0	17,000,000	21,748,071	仲町・西久保排水路
S47	175,500,014	52,468,000	1,950,000	76,500,000	44,582,014	仲町・西久保・香川北下水路
S48	202,066,291	63,941,000	2,000,000	63,000,000	73,125,291	〃
S49	189,886,484	64,000,000	0	29,000,000	96,886,484	〃
S50	175,268,868	66,000,000	0	97,000,000	12,268,868	〃
S51	202,696,227	66,000,000	0	59,400,000	77,296,227	仲町・西久保下水路
S52	74,225,336	24,000,000	0	34,700,000	15,525,336	西久保・赤羽根下水路
S53	153,825,447	38,240,000	0	52,900,000	62,685,447	西久保・赤羽根・菱沼下水路
S54	243,730,482	58,000,000	0	78,900,000	106,830,482	〃
S55	231,805,381	54,800,000	0	79,900,000	97,105,381	〃
S56	135,448,246	27,461,000	0	23,400,000	84,587,246	赤羽根・菱沼下水路
S57	225,319,008	26,000,000	0	11,700,000	187,619,008	〃
S58	316,122,206	92,000,000	0	53,200,000	170,922,206	〃
S59	1,486,535,368	254,300,000	0	341,500,000	890,735,368	赤羽根・菱沼・香川南下水路
S60	413,380,417	108,000,000	0	48,500,000	256,880,417	〃
S61	368,492,818	109,500,000	0	138,000,000	120,992,818	〃
S62	217,261,582	53,800,000	0	45,200,000	118,261,582	赤羽根・菱沼下水路
S63	97,665,544	62,500,000	0	11,200,000	23,965,544	菱沼下水路
H元	46,952,000	0	0	0	46,952,000	菱沼下水路
計	5,199,017,880	1,271,936,150	18,383,000	1,291,000,000	2,617,698,730	

2　都市下水路事業（都市計画事業）

都市下水路名	事業実施の手続き				事業年度		事業認可内容				摘　要	備　考
	都市計画法 都市計画決定 年月日	告示番号	都市計画法 事業認可 年月日	告示番号	着工 年度	完成 年度	排水 面積 ha	水路 延長 m	ポンプ ㎥/ｓ	用地 ㎡		
萩園 排水路	S38.1.22	建設省 第86号	S38.1.22	建設省 第86号	S37	S39	180	3,251	－	－	コンクリート柵渠 800～2,000mm	S47.5.27廃止 公共下水道萩園第一雨水幹線に転用(S55年度)
浜須賀 排水路	S39.3.7	建設省 第414号	S39.3.7	建設省 第414号	S39	S42	57	2,114	－	－	管渠 1,000～1,800mm	S41.9.14廃止 公共下水道浜須賀第二幹線に転用(S47年度)
中海岸 排水路	S41.6.10	建設省 第1824号	S41.6.10	建設省 第1824号	S41	S43	176	540	－	－	管渠 1,800～3,000mm	公共下水道中海岸幹線に転用(S43年度)
仲町 下水路	S45.9.12	神奈川県 告示 第647号	S49.3.22	神奈川県 告示 第278号	S45	S51	209	1,506	1,122	4,350	管渠 4,500×2,000mm ポンプ場1箇所	S47.5.27廃止 公共下水道松尾川第一雨水幹線に転用(S55年度)
西久保 下水路	S46.11.16	神奈川県 告示 第405号	当初 S47.3.28 直近 S55.2.26	神奈川県 告示 第161号	S50	S56	147	2,340	－	－	管渠 3,000×1,800mm～ 1,300×1,040mm	S61.11.15廃止 公共下水道西久保雨水幹線に転用(S61年度)
香川北 下水路	S48.2.9	茅ヶ崎市 告示 第５号	S48.6.26	神奈川県 告示 第545号	S48	S50	61	1,150	－	－	管渠 2,100×2,100mm, 1,650×1,650mm	公共下水道香川北雨水幹線に転用(S55年度)
赤羽根 下水路	当初 S52.11.25 直近S57.2.26	茅ヶ崎市 告示 第11号	当初 S53.1.13 直近 S59.6.19	神奈川県 告示 第544号	S52	S62	219	3,660	－	－	管渠 1,400～4,800mm	H2.12.12廃止 公共下水道赤羽根雨水幹線に転用(H2年度)
菱沼 下水路	S52.11.15	茅ヶ崎市 告示 第11号	当初 S53.12.1 直近 S62.3.13	神奈川県 告示 第205号	S52	H元	258	4,500	－	－	管渠 1,800×1,620mm～ 5,600×2,100mm	H2.12.12廃止 公共下水道菱沼雨水幹線に転用(H2年度)
香川南 下水路	S56.1.8	－	S56.3.20	－	S59	S60	76	1,382	－	－	－	公共下水道香川南雨水幹線に転用 (S61年度)
計							1,383	20,443	1,122	4,350		

3　都市排水路事業

県の市町村土木工事事業補助対象事業として、昭和 44 年度までに 3 路線、管渠延長 1,583m の布設を完了しています。この排水路も現在公共下水道の幹線に転用し、使用されています。

排水路名	事業年度	延長	事業費		内容	備考
	着手～完成	(m)	総額 (千円)	県補助金 (千円)		
小和田排水路	S37～S44	749.16	42,090	13,942	□1,800㎜～1,650㎜(ﾋﾕｰﾑ管) ｺﾝｸﾘｰﾄ護岸工 L＝120m	公共下水道浜竹雨水幹線に転用
本村・東海岸排水路	S37～S44	273.7	16,095	5,563	□2,250㎜～1,800㎜ ○1,800㎜	公共下水道東海岸幹線に転用
萩園排水路	S37～S39	560	23,610	7,868	短形渠工	公共下水道萩園雨水幹線に転用
計		1,582.86	81,795	27,373		

XIII　機構

1　下水道河川部機構

下水道河川部

- 下水道河川総務課
 - 経営担当
 - 排水指導担当
- 下水道河川建設課
 - 計画担当
 - 建設担当
- 下水道河川管理課
 - 河川水路担当
 - 公共下水道担当

2　職員数（令和８年３月３１日現在）

	一般行政職		技能労務職		計
	事務	技術	技能	労務	
下水道河川部長		1			1
下水道河川総務課長	1				1
経営担当	6				6
排水指導担当	2	2			4
下水道河川建設課長		1			1
計画担当	2	5			7
建設担当		8			8
下水道河川管理課長		1			1
河川水路担当	5	3			8
公共下水道担当		8			8
計	１６	２９			４５

※再任用短時間勤務職員を含む

３　下水道河川部事務分掌

下水道河川総務課（経営担当・排水指導担当）

(1) 下水道関係制度に関すること。
(2) 公共下水道事業の予算の執行管理に関すること。
(3) 公共下水道事業の資金計画に関すること。
(4) 公共下水道事業の経理及び決算に関すること。
(5) 公共下水道事業の業務状況の説明書類の作成に関すること。
(6) 公共下水道事業の企業債及び一時借入金に関すること。
(7) 公共下水道事業の出納取扱金融機関及び収納取扱機関に関すること。
(8) 相模川流域下水道に関すること。
(9) 水洗化の普及及び促進に関すること。
(10) 公共下水道使用料の賦課に関すること。
(11) 公共下水道使用料の徴収、免除、徴収猶予及び滞納処分に関すること。
(12) 公共下水道事業受益者負担金の賦課に関すること。
(13) 公共下水道事業受益者負担金の徴収、減免、徴収猶予及び滞納処分に関すること。
(14) 公共下水道の供用開始に関すること。
(15) 排水設備の調査及び促進に関すること。
(16) 除害施設の届出に関すること。
(17) 下水道排水設備指定工事店及び責任技術者の指導に関すること。
(18) 部内の事務事業の総合調整に関すること。
(19) 部内の重要事業の進行管理に関すること。
(20) 部内業務の事務能率の増進に関すること。
(21) 部内の課長会議その他会議に関すること。
(22) 部内の連絡に関すること。

下水道河川建設課（計画担当・建設担当）

(1) 公共下水道、河川及び水路に係る企画及び総合調整に関すること。
(2) 公共下水道事業計画に関すること。
(3) 準用河川の指定、変更及び廃止並びに河川区域の指定に関すること。
(4) 公共下水道及び河川の調査及び統計に関すること。
(5) 水循環及び水環境に係る施策の推進に関すること。
(6) 国及び県の管理する河川に係る関係機関との連絡調整に関すること。
(7) 公共下水道、河川及びポンプ場の工事に係る調査、実施設計、施工及び監督に関すること。
(8) 公共下水道、河川及びポンプ場の工事に係る補償に関すること。
(9) 合併処理浄化槽の普及に関すること。

下水道河川管理課（河川水路担当・公共下水道担当）

(1) 公共下水道、河川及び水路の管理に関すること。

(2) 水路の工事に係る調査、実施設計、施工及び監督に関すること。

(3) 公共下水道、河川及び水路に係る災害復旧工事に関すること。

(4) 相模川流域下水道管理者への水質、流量等の報告に関すること。

(5) 公共下水道、河川及び水路に係る台帳の管理に関すること。

(6) 汚水桝の設置に関すること。

(7) 公共下水道の水質の指導及び検査並びに水量測定に関すること。

(8) 公共下水道の自費工事申請に係る許可及び検査に関すること。

(9) 河川及び水路の占用、掘削等の許可に関すること。

(10) 河川及び水路の占用料等の徴収に関すること。

(11) 雨水流出抑制の指導及び検査に関すること。

(12) 公共下水道区域外流入に関すること。

(13) 受託工事に係る設計、施工及び監督に関すること。

4　下水道運営審議会

(1) 審議会委員（令和８年３月３１日現在）

氏名	区分
松浦　美和	公募の市民
渡部　武彦	公募の市民
桐山　章伸	茅ヶ崎商工会議所　副会頭
小林　久司	学校法人　産業能率大学　非常勤教授
青山　光男	公益財団法人神奈川県下水道公社　柳島水再生センター　所長
脇　　正彦	神奈川県企業庁茅ケ崎水道営業所　所長
大野　孝則	神奈川県流域下水道整備事務所　下水道部長
山本　義治	茅ヶ崎管工事業協同組合　理事

(2) 審議事項

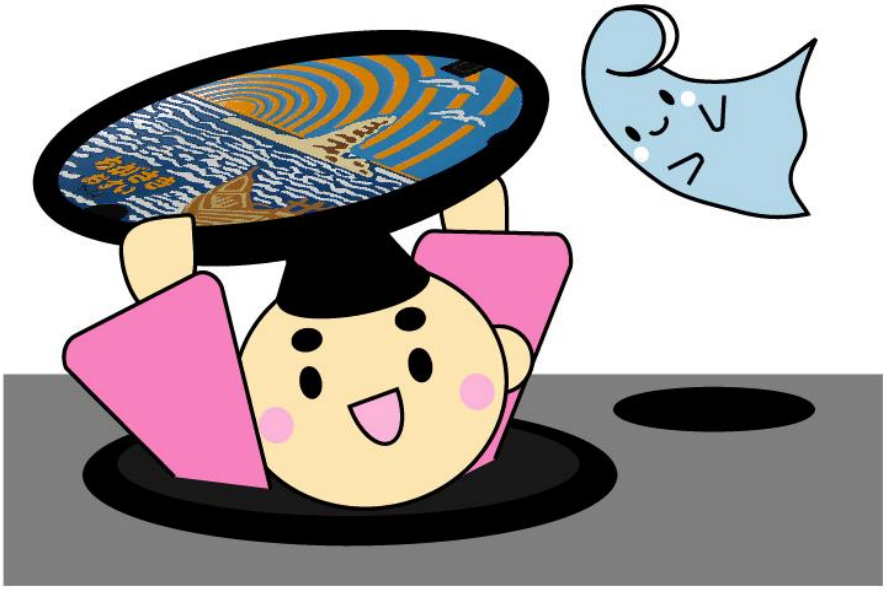
回	開催日	審議事項
第 1 回	昭和 38 年 11 月 5 日	事務局より審議規則、下水道事業計画及び受益者負担金の要旨説明
第 2 回	昭和 38 年 11 月 26 日	茅ヶ崎市都市計画下水道事業受益者負担金に関する省令、同施行規則について
第 3 回	昭和 39 年 3 月 28 日	茅ヶ崎市都市計画下水道事業受益者負担金に関する省令、同施行規則について
第 4 回	昭和 40 年 1 月 14 日	寄付物件の評価について（殖産住宅（株）分譲地内の下水道施設）
第 5 回	昭和 41 年 3 月 28 日	寄付物件の評価について（日本観光開発（株）パシフィックホテルの下水道施設）
第 6 回	昭和 42 年 3 月 25 日	寄付物件の評価について（江ノ島鎌倉観光（株）分譲地内の下水道施設）
第 7 回	昭和 43 年 3 月 23 日	中海岸排水区事業認可について
第 8 回	昭和 43 年 4 月 30 日	中海岸排水区受益者負担金単位額について

回	開催日	審議事項
第 9 回	昭和 43 年 5 月 7 日	中海岸排水区受益者負担金単位額について（再審議）
第 10 回	昭和 45 年 5 月 12 日	寄付物件の評価について（江ノ島鎌倉観光（株）分譲地内の下水道施設） 県有地（無料駐車場）の減免について
第 11 回	昭和 46 年 2 月 15 日	下水道事業第３次５カ年計画について 相模川流域下水道事業について
第 12 回	昭和 46 年 11 月 19 日	下水道条例の一部について改正 公共下水道受益者負担金条例及び施行規則について 都市計画決定について
第 13 回	昭和 47 年 1 月 12 日	予定単価負担額（松が丘、浜須賀、浜竹排水区）の決定について 日本国有鉄道の減免について
第 14 回	昭和 47 年 4 月 25 日	相模川流域下水道の維持管理について
第 15 回	昭和 48 年 1 月 12 日	相模川流域下水道事業その後の経過について 本市の公共下水道事業について
第 16 回	昭和 48 年 2 月 27 日	柳島排水区受益者負担金について
第 17 回	昭和 49 年 2 月 7 日	茅ヶ崎ゴルフ場敷地の負担金徴収猶予の取り扱いについて
第 18 回	昭和 49 年 3 月 1 日	茅ヶ崎ゴルフ場敷地の負担金徴収猶予の取り扱いについて
第 19 回	昭和 50 年 2 月 22 日	下水道運営審議会委員の定数改正について
第 20 回	昭和 50 年 6 月 27 日	浜竹排水区の合流式から分流式への変更について
第 21 回	昭和 51 年 8 月	茅ヶ崎市堤地区（大庭処理区）の下水道使用料について
第 22 回	昭和 52 年 11 月 7 日	南湖排水区単位負担金の予定額の決定について 特定事業等から排除される下水の水質基準について 相模川流域下水道等維持管理費について 水洗化普及促進の制度について
第 23 回	昭和 52 年 11 月 30 日	南湖排水区単位負担金の予定額の決定について 下水道使用料の改正について
第 24 回	昭和 53 年 1 月 12 日	下水道使用料の改定について
第 25 回	昭和 53 年 10 月 11 日	下水道使用料（大庭処理区内堤地区）の改定について 東海岸排水区、松が丘排水区の処理開始予定について
第 26 回	昭和 54 年 11 月 22 日	流域下水道及び茅ヶ崎市公共下水道の維持管理費について 下水道使用料について
第 27 回	昭和 55 年 7 月 25 日	受益者負担金（浜竹排水区）の単位負担金額の見直しについて
第 28 回	昭和 56 年 7 月 31 日	下水道使用料（大庭処理区内堤地区）の改正について
第 29 回	昭和 57 年 2 月 2 日	下水道使用料改正について
第 30 回	昭和 59 年 2 月 10 日	受益者負担金（今宿・中島、新田・萩園、下町屋・円蔵・飯島処理分区）の設定について
第 31 回	昭和 59 年 11 月 26 日	下水道使用料改正について 受益者負担金制度改正について 下水道事業受益者負担金に関する条例・規則の改正について
第 32 回	昭和 61 年 1 月 28 日	茅ヶ崎市下水道条例施行規則の一部改正（下水道使用料納期限）について 茅ヶ崎市排水設備指定工事業者に関する規則（工事店の資格要件）の一部改正について
第 33 回	昭和 61 年 8 月 4 日	事業執行状況について
第 34 回	昭和 62 年 10 月 7 日	下水道受益者負担金改正について
第 35 回	昭和 63 年 8 月 18 日	下水道使用料の改正について
第 36 回	平成元年 1 月 25 日	下水道使用料の改正について
第 37 回	平成元年 4 月 28 日	下水道使用料の報告について
第 38 回	平成元年 11 月 6 日	下水道事業報告について

回	開催日	審議事項
第 39 回	平成 2 年 7 月 30 日	下水道事業の現況について
第 40 回	平成 2 年 11 月 19 日	下水道受益者負担について
第 41 回	平成 3 年 11 月 22 日	下水道受益者負担金及び下水道使用料の改正並びに水洗化等奨励金改正について
第 42 回	平成 4 年 7 月 14 日	下水道事業の現況と今後の計画、経営状況について 下水道受益者負担金について
第 43 回	平成 5 年 1 月 25 日	下水道使用料算定に係る使用料の認定基準について
第 44 回	平成 5 年 11 月 24 日	下水道事業の現況と整備方針について
第 45 回	平成 6 年 11 月 9 日	下水道受益者負担金について 下水道使用料について
第 46 回	平成 7 年 9 月 21 日	下水道受益者負担金について 下水道使用料について
第 47 回	平成 7 年 10 月 23 日	下水道使用料について
第 48 回	平成 8 年 2 月 19 日	下水道受益者負担金及び下水道使用料の改正について
第 49 回	平成 8 年 8 月 7 日	下水道事業の現況と今後の計画について 下水道事業について
第 50 回	平成 9 年 1 月 28 日	下水道条例の改正について
第 51 回	平成 10 年 1 月 29 日	下水道事業の現状について 下水道条例の改正について
第 52 回	平成 10 年 10 月 12 日	下水道使用料及び下水道受益者負担金について
第 53 回	平成 11 年 10 月 18 日	下水道使用料及び下水道事業受益者負担金について
第 54 回	平成 12 年 3 月 17 日	下水道使用料及び下水道事業受益者負担金について 本市下水道事業及び流域下水道事業について
第 55 回	平成 12 年 9 月 11 日	下水道使用料について
第 56 回	平成 12 年 10 月 5 日	下水道使用料について
第 57 回	平成 13 年 11 月 8 日	下水道事業の現状について 下水道使用料一括納付について 水循環水環境千ノ川整備計画について
第 58 回	平成 16 年 4 月 27 日	茅ヶ崎市下水道事業の現状について
第 59 回	平成 16 年 9 月 16 日	下水道使用料について
第 60 回	平成 16 年 10 月 6 日	下水道使用料について 合流改善事業について
第 61 回	平成 18 年 2 月 16 日	下水道使用料について 下水道事業計画の概要について
第 62 回	平成 18 年 11 月 10 日	茅ヶ崎市下水道事業の現状等について
第 63 回	平成 19 年 5 月 7 日	茅ヶ崎市下水道事業の現状等について
第 64 回	平成 19 年 11 月 15 日	下水道使用料について 未接続調査について
第 65 回	平成 20 年 5 月 8 日	茅ヶ崎市下水道事業の現状等について
第 66 回	平成 20 年 11 月 7 日	茅ヶ崎市下水道整備方針のパブリックコメントの結果について 合流式下水道の改善計画（第二工区）について
第 67 回	平成 20 年 12 月 17 日	地方公営企業法の適用に向けた調査研究について
第 68 回	平成 21 年 4 月 20 日	平成２１年度予算及び事業概要について
第 69 回	平成 22 年 6 月 29 日	茅ヶ崎市下水道事業の現状等について

回	開催日	審議事項
第 70 回	平成 23 年 2 月 22 日	茅ヶ崎市下水道整備計画の策定について 公共下水道管路施設長寿命化基本計画策定業務の概要及び今後の進め方について 地方公営企業法の適用について
第 71 回	平成 23 年 11 月 8 日	茅ヶ崎市公共下水道管路施設長寿命化計画の策定について
第 72 回	平成 24 年 5 月 30 日	審議会委員の任期満了に伴う公募等について 平成２４年度予算について 茅ヶ崎市公共下水道管路長寿命化基本計画について
第 73 回	平成 24 年 10 月 26 日	会長の選任について 本審議会の運営について 本市下水道の概要について 新規条例について
第 74 回	平成 26 年 3 月 17 日	会長の選任について 平成２４年度決算について 合流式下水道緊急改善事業における貯留施設の竣工について
第 75 回	平成 26 年 9 月 29 日	審議会委員の任期満了に伴う公募等について 平成２５年度決算について
第 76 回	平成 27 年 2 月 6 日	会長の選任について 下水道使用料等の状況について
第 77 回	平成 27 年 6 月 17 日	公共下水道事業区域外流入分担金に係る条例に基づく徴収について 平成２７年度整備予定について 茅ヶ崎市公共下水道業務継続計画（案）について
第 78 回	平成 28 年 3 月 18 日	茅ヶ崎市下水道整備計画の進捗度合い等の評価について
第 79 回	平成 28 年 7 月 1 日	茅ヶ崎市下水道施設維持管理計画（素案）について
第 80 回	平成 28 年 12 月 13 日	社会資本総合整備計画の事後評価について 平成２７年度決算について
第 81 回	平成 29 年 3 月 22 日	会長の選任について 茅ヶ崎市下水道事業の現状等について 茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画について 合流式下水道緊急改善事業の事後評価について
第 82 回	平成 29 年 10 月 3 日	生活保護受給世帯等への下水道使用料免除制度の廃止について 社会資本総合整備計画の事後評価について（準用河川千ノ川整備事業）
第 83 回	平成 29 年 10 月 31 日	生活保護受給世帯等への下水道使用料免除制度の廃止について
第 84 回	平成 30 年 7 月 26 日	茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略について
第 85 回	平成 30 年 9 月 27 日	茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略について
第 86 回	平成 31 年 2 月 1 日	茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略について 茅ヶ崎市下水道運営審議会委員の市民委員募集等について
第 87 回	令和元年 7 月 17 日	会長・職務代理委員の選任について 茅ヶ崎市下水道運営審議会の運営について 茅ヶ崎市公共下水道事業の現状等について 下水道整備計画に伴う整備内容等について 下水道施設の維持管理について
第 88 回	令和 2 年 2 月 14 日	茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略モニタリング結果
第 89 回	令和 3 年 1 月 21 日	茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略モニタリング結果（新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面報告）
第 90 回	令和 3 年 11 月 11 日	会長・職務代理委員の選任について 茅ヶ崎市下水道運営審議会の運営について 茅ヶ崎市下水道事業の現状等について
第 91 回	令和 4 年 2 月 7 日	茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略モニタリング結果について（新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面報告）
第 92 回	令和 4 年 7 月 27 日	「茅ヶ崎市下水道整備計画」の改定について

回	開催日	審議事項
第 93 回	令和 4 年 10 月 25 日	「茅ヶ崎市下水道整備計画」の改定について
第 94 回	令和 5 年 3 月 17 日	会議運営について 社会資本総合整備計画の事後評価について 「ちがさき下水道ビジョン」（旧「茅ヶ崎市下水道整備計画」）におけるパブリックコメントを踏まえた改定案の報告について 茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画の時点修正について 茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略モニタリング結果について
第 95 回	令和 5 年 8 月 3 日	会長・職務代理委員の選任について 茅ヶ崎市下水道運営審議会の運営について 茅ヶ崎市公共下水道事業の現状等について
第 96 回	令和 6 年 2 月 9 日	茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画について 茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略モニタリング結果について
第 97 回	令和 6 年 10 月 10 日	茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略について
第 98 回	令和 7 年 2 月 21 日	茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略について
第 99 回	令和 7 年 10 月 9 日	会長・職務代理委員の選任について 茅ヶ崎市下水道運営審議会の運営について 茅ヶ崎市公共下水道事業の現状等について
第 100 回	令和 8 年 2 月 20 日	雨水出水浸水想定区域図の公表について 茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略モニタリング結果について



下水道概要　令和７年度版
令和８年(2026 年)10 月発行　40 部作成
発行　茅ヶ崎市
編集　下水道河川部下水道河川総務課
〒253-8686
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号
電　話　0467-81-7203（直通）
ＦＡＸ　0467-89-2916
メールアドレス　gesuisoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp
ホームページ　https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp

（ホームページ）